

# 篠栗町こども計画

## 【計画素案】

令和7年 2月現在

篠栗町

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 こどもまんなか社会の実現とこどもの権利.....	2
3 計画の位置づけ・対象 .....	3
4 計画期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 こども・若者、子育て家庭をとりまく現状</b> .....	<b>6</b>
1 統計からみる現状 .....	6
2 アンケートからみる現状 .....	15
3 課題の整理 .....	37
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>40</b>
1 計画の基本理念 .....	40
2 基本的な視点 .....	41
3 基本目標 .....	42
4 計画体系図 .....	43
<b>第4章 具体的な取り組み</b> .....	<b>44</b>
基本目標1 権利が守られ、安心して成長できるまち.....	44
基本目標2 心身ともに健康に暮らせる、成長段階に応じた支援が整ったまち.....	49
基本目標3 こどもを支える教育・保育環境が整ったまち.....	58
基本目標4 地域でこども・若者を支えるまち.....	67
<b>第5章 量の見込みと確保方策</b> .....	<b>73</b>
1 教育・保育提供区域 .....	73
2 子ども・子育て支援給付 .....	73
3 地域子ども・子育て支援事業 .....	76
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>84</b>
1 住民参画の推進 .....	84
2 地域組織との連携強化 .....	84
3 行政各部門との連携 .....	84
4 こども・若者に関する調査研究等の実施 .....	85
5 計画の点検体制 .....	85

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「少子化対策基本法」に基づく総合的な少子化対策に関わる取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付など、様々な取り組みを展開してきました。

さらに、わが国では平成27年度に、こどもや子育てを巡る諸課題を解決し、こどもを産み育てやすい社会を実現するため、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子育て支援の質的、量的拡充を図ることのほかに、新制度の取り組みは市町村が中心となって進めることなどが掲げられました。

篠栗町では、平成17年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「ささぐり こども いきいきプラン」を同年に策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。また、平成27年には「子ども・子育て支援法」の制定ならびに改正「次世代育成支援対策推進法」を踏まえた、「ささぐり こども いきいきプラン 新次世代育成支援行動計画（前期）及び子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、令和2年度には第2期計画を策定しています。

加えて、篠栗町では、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により策定が努力義務となった市町村計画である子どもの貧困対策推進計画を、令和4年度に策定しました。

しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、また、こどもや若者、子育て世帯を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、さらなる取り組みの推進が求められています。

そうした中で、令和5年4月にわが国では、社会全体で総合的かつ強力にこども施策を推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。また、同年12月には同法に基づいた「こども大綱」が閣議決定され、大綱によると、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、自治体においてこども計画を策定することが必要である旨が示されました。

このたび策定する「篠栗町こども計画」（以下、「本計画」という。）は、篠栗町の実情及びこども基本法等を踏まえつつ、令和6年度に計画が満了となる「ささぐり こども いきいきプラン 新次世代育成支援行動計画（後期）及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を継承し、策定するものです。



## 2 こどもまんなか社会の実現とこどもの権利

### (1) こどもまんなか社会

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会とされています。

また、こども大綱では、「こどもまんなか社会」とは具体的に、こども・若者が、保護者や地域に支えられ、生活に必要な知恵を身につけながら、心身ともに成長できたり、様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得たり、自由で多様な選択のもと、自分の可能性を広げることができたりする社会を指すほか、20、30代を中心とする若者が、自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができたり、希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望や意欲に応じて活躍できたりする社会であるとも示されています。

このような「こどもまんなか社会」を実現するため、篠栗町では、未来を担うこども・若者を社会全体で育み、篠栗町に住むこども・若者一人ひとりが、いきいきと成長していくことができるように、各種施策を推進します。

### (2) こどもの権利と篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例

1989年に国連総会において、世界中のこどもたちの人権について定めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。この条約は、こどもたちも大人と同様に、ひとりの人間として権利を持つ主体であることが明確化されています。生きる権利や暴力から守られる権利、教育を受けられる権利、遊ぶ権利、参加する権利など、ひとりの人間として成長していけるように、様々な権利が定められました。

篠栗町では令和3年に、こどもを含む篠栗町の全ての住民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される社会を目指して、篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例を制定しました。

篠栗町の人を大切にする思いやりの心を保ち続けるために、町行政だけでなく、住民、議会をはじめ篠栗町に関わる全ての人々が協働して、町民の命を守るためのまちづくりを推進します。



### 3 計画の位置づけ

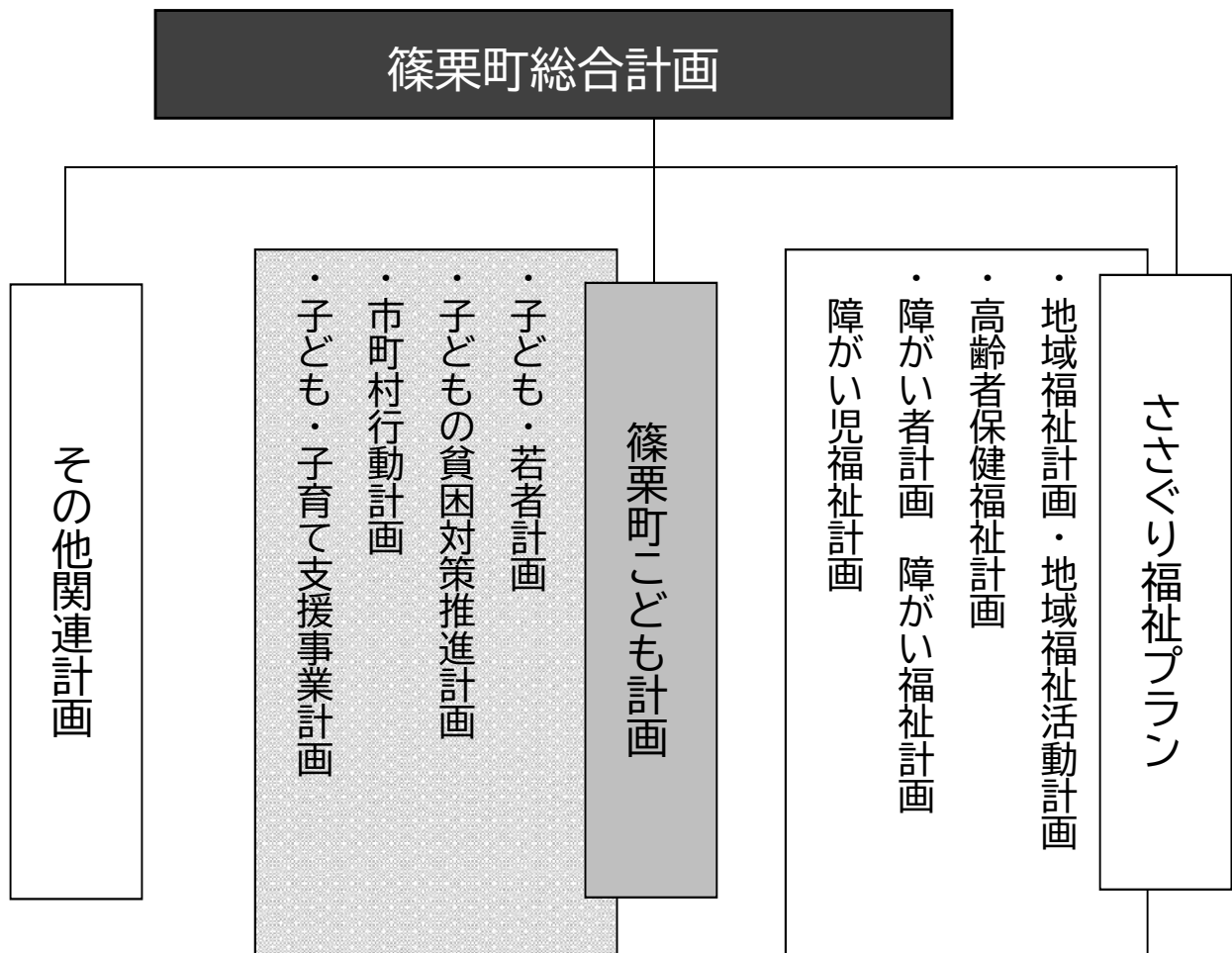
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、篠栗町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

篠栗町総合計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図りながら策定します。

また、本計画は、こども基本法第10条第5項に基づき、次のこども・若者施策に関連する計画を包含するものとします。

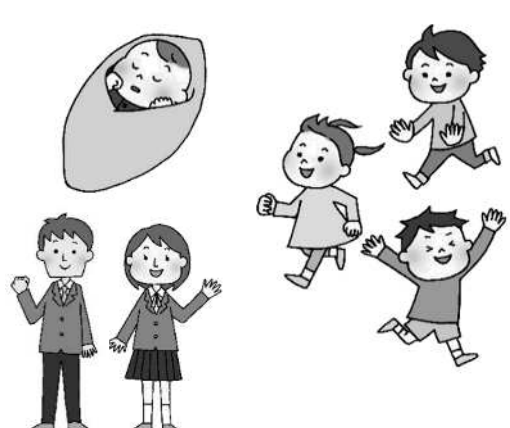
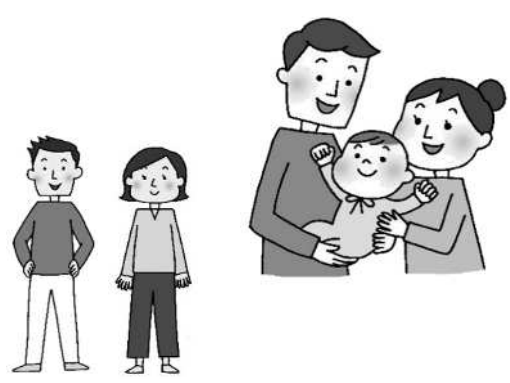
#### 【包含するこども・若者施策関連計画】

- ◆子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策推進計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ◆子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」



## 4 計画の対象

本計画の対象は、こども（おおむね 18 歳まで）、若者（おおむね 18 歳～30 歳未満、施策によっては 40 歳未満）、及びその家族とします。

こども	若者
	
乳幼児期から、おおむね 18 歳まで	18 歳～29 歳（施策によっては 40 歳未満）

## 5 SDGs との関連性

SDGs は、2030 年までに貧困や不平等の解消、環境保護、経済成長の促進を目指す世界共通の目標であり、17 のゴール（目標）と、169 のターゲットから構成されています。

SDGs の推進にあたっては、それぞれの国や自治体、関係機関、住民一人ひとりの協働のもと、行動に移していくことが必要となります。

こどもまんなか社会の実現は、目標 1 「貧困をなくそう」や目標 3 「すべての人に健康と福祉を」、目標 4 「質の高い教育をみんなに」など、様々なゴールと深く関係するものとなっています。



## 6 計画期間

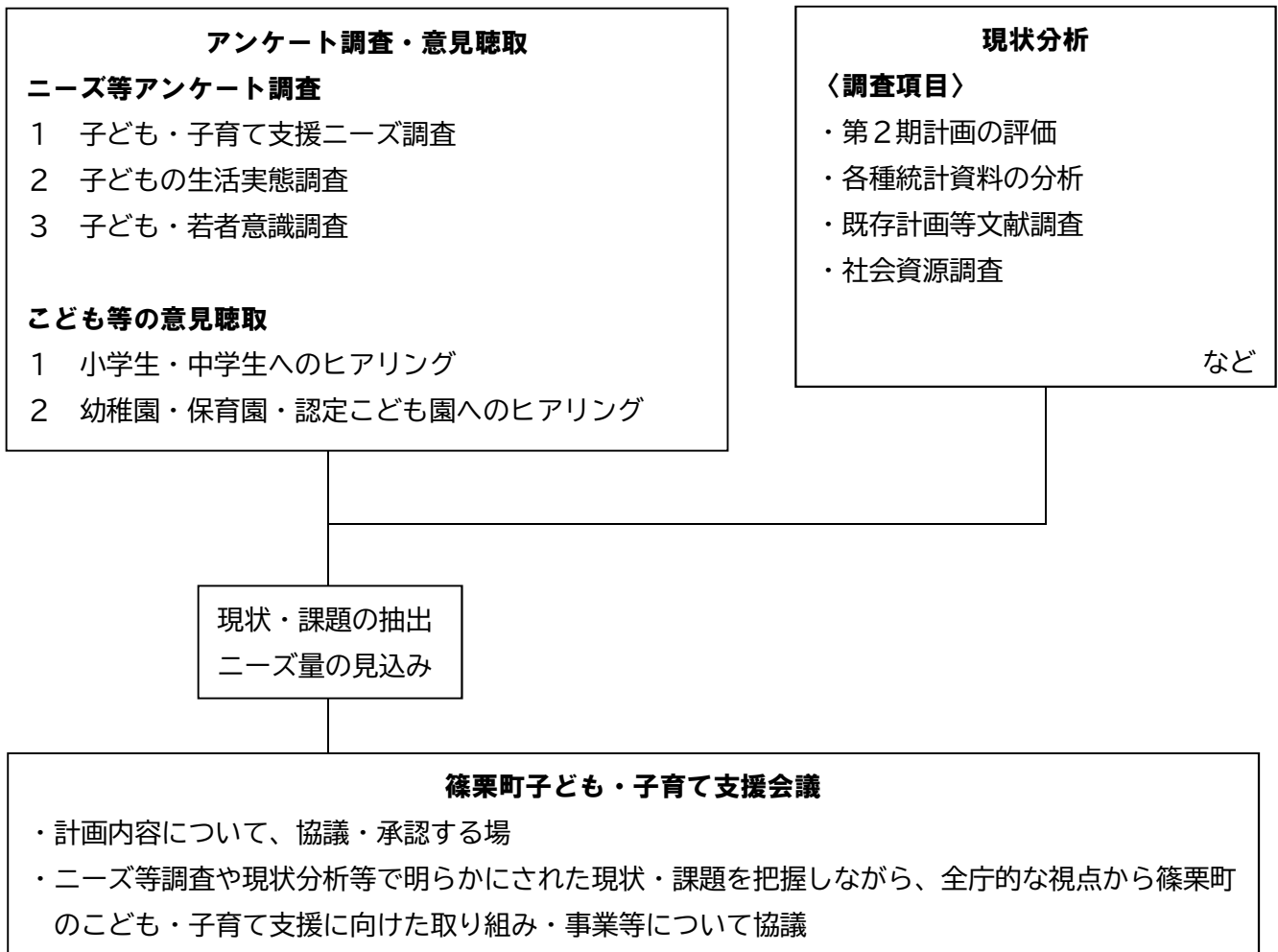
本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
ささぐり こども いきいきプラン 新次世代育成支援行動計画（後期）及び 子ども・子育て支援事業計画（第2期）			<b>篠栗町こども計画</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村行動計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画</li> <li>◆子どもの貧困対策推進計画</li> <li>◆市町村子ども・若者計画</li> </ul> </div>				

## 7 計画の策定体制

「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」の策定等にあたっては、計画策定のための協議会を組織することができるかとされています。

本計画の策定や進行管理のために篠栗町では、「篠栗町子ども・子育て支援会議」を設置しました。



## 第2章 こども・若者、子育て家庭をとりまく現状

### 1 統計からみる現状

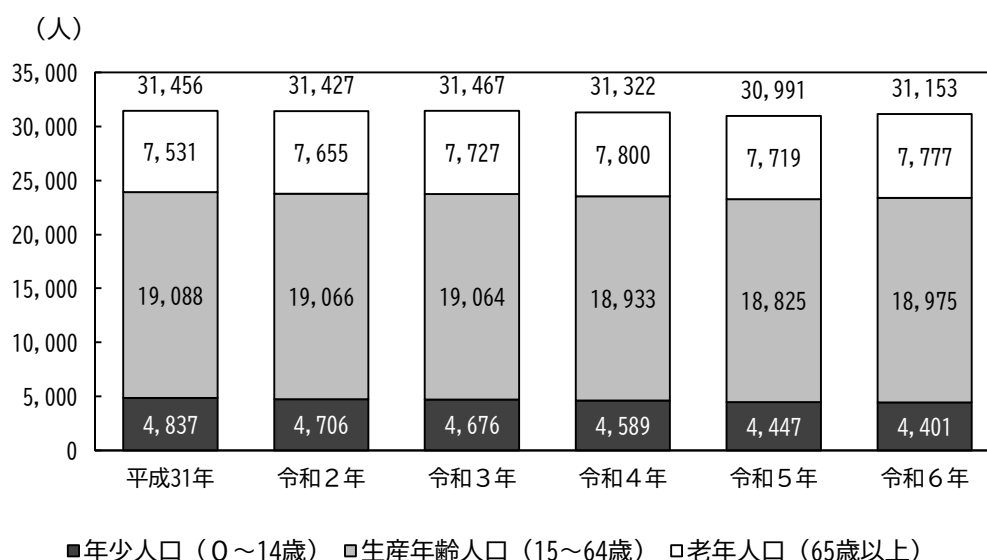
#### (1) 人口推移

篠栗町の総人口はおおよそ横ばいで推移しており、前回計画期間の令和2年から令和6年を比較すると、274人減少しています。

年少人口（0～14歳）は、平成31年以降、減少傾向にあり、令和6年時点で4,401人となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、平成31年以降、令和5年にかけて減少していましたが、令和6年に18,975人と、令和5年から150人増加しました。一方で、老年人口（65歳以上）は、令和4年にかけて増加し、令和6年時点で7,777人となっています。

年少人口の割合については減少傾向、老年人口の割合については増加傾向にあることから、篠栗町でも全国と同様に、少子高齢化が進行していると考えられます。

<年齢3区分別人口構成の推移>



単位：人

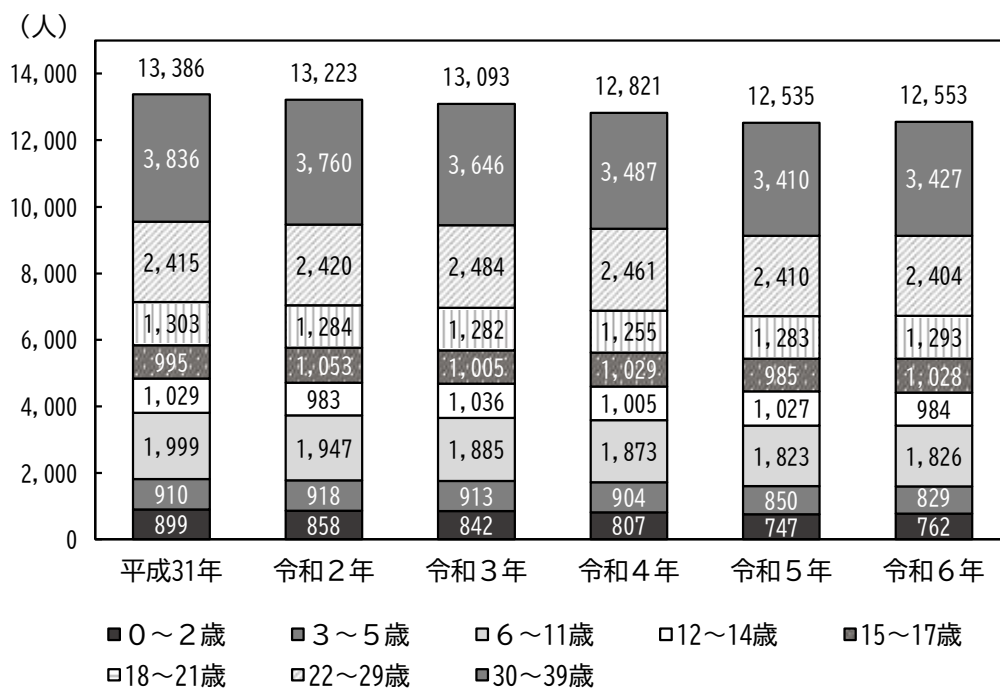
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	31,456	31,427	31,467	31,322	30,991	31,153
年少人口 (0～14歳)	4,837 15.4%	4,706 15.0%	4,676 14.9%	4,589 14.7%	4,447 14.3%	4,401 14.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	19,088 60.7%	19,066 60.7%	19,064 60.6%	18,933 60.4%	18,825 60.7%	18,975 60.9%
老年人口 (65歳以上)	7,531 23.9%	7,655 24.4%	7,727 24.6%	7,800 24.9%	7,719 24.9%	7,777 25.0%

資料：住民基本台帳



篠栗町のこども・若者人口について、0～39歳人口は令和5年までは微減傾向にありました。その中でも、3歳未満児（0～2歳）、3歳以上児（3～5歳）は減少傾向にあります。また、小学生（6～11歳）は減少傾向、中学生（12～14歳）、高校生（15～17歳）はほぼ横ばいで推移しています。高校卒業後の年齢区分をみると、18～21歳人口は横ばい、22～29歳人口は減少傾向にあります。加えて、30～39歳人口も令和5年までは減少傾向にありましたが、令和6年では増加しています。

<こども・若者人口構成の推移>



資料：住民基本台帳

## (2) 出生数の推移

篠栗町における、1年間に生まれたこどもの数である出生数は、令和5年度の出生数は245人と、10年間の中で2番目に低くなっています。平成26年度と令和5年度をみると、出生数は78人減少しており、全体的な推移をみると、緩やかな減少傾向にあります。

また、人口1,000人あたりの出生率は、平成26年度は10.25%であるのに対して、令和5年度時点では7.85%となっています。

### 〈出生数・出生率の推移〉

単位：人、%

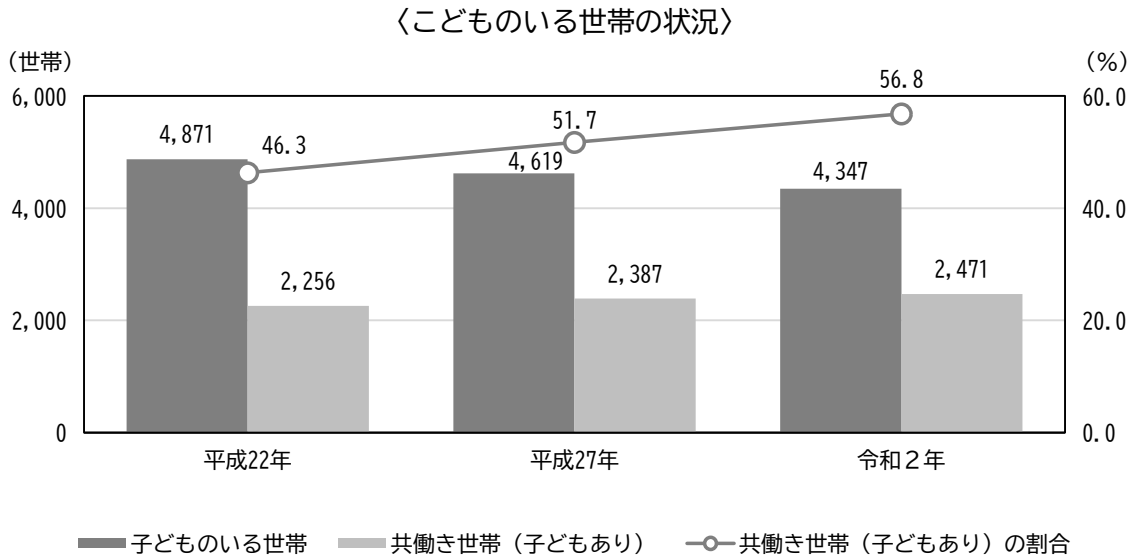
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
出生数	323	331	333	288	315	263	272	278	223	245
出生率	10.25	10.45	10.51	9.14	10.00	8.35	8.67	8.92	7.20	7.85

※各年3月末時点

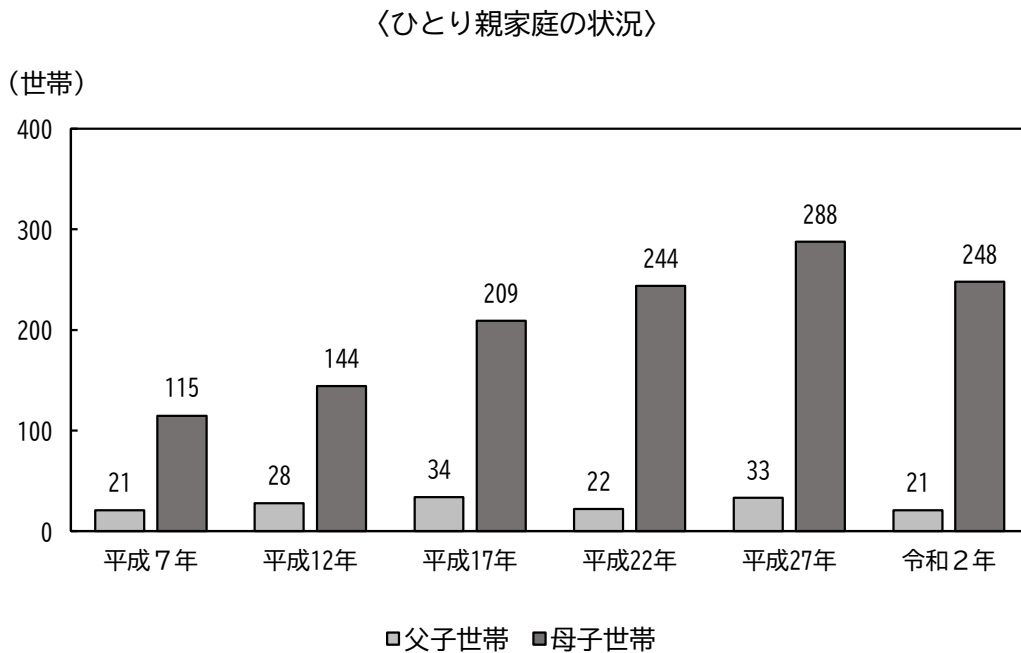
資料：住民課

### (3) 世帯の状況

篠栗町に住む、こどものいる世帯は減少傾向にあります。一方で、共働きをしている世帯数は増加しており、こどものいる共働き世帯の割合は上昇しています。



篠栗町に住むひとり親世帯数について、母子世帯は平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。

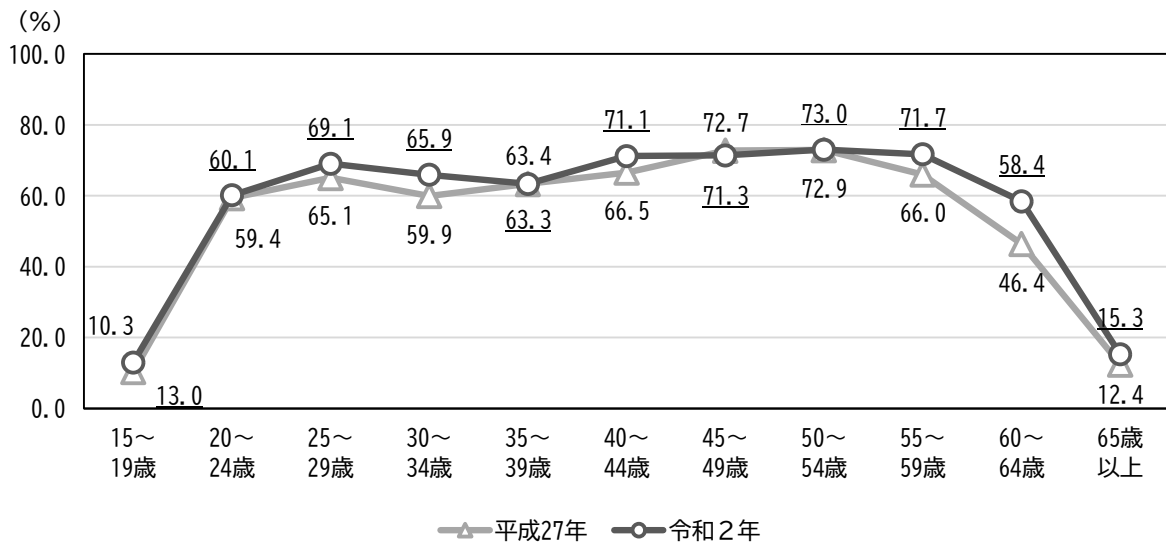


#### (4) 就労状況

篠栗町における女性の就業率は、平成27年と比べると、令和2年はほとんどの年齢において上昇しています。

女性が結婚・出産期にあたる年代に、仕事を一旦離れ、育児が落ち着いた時期に仕事に復帰する「M字カーブ」は緩やかになっていますが、就業率が落ち込む年代が、30歳代前半から、30歳代後半へ移っています。

〈女性の就業率の推移〉



出典：国勢調査

#### (5) 子育て世代包括支援センターの利用状況

子育て世代包括支援センター（現：こども家庭センター）の相談件数をみると、令和5年度は370件と、5年間の中で最も多くなっています。

〈相談件数の推移〉

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	184	294	262	219	370

資料：健康課

## (6) 要保護・準要保護児童生徒

篠栗町の要保護、もしくは準要保護児童生徒の割合は、小学生はおおよそ 20%程度、中学生はおおよそ 20~23%程度の間で推移しています。

### 〈要保護・準要保護児童生徒数の推移〉

#### 【小学校】

	児童数	要保護	準要保護	計	割合
平成 29 年度	1,993 人	39 人	359 人	398 人	20.0%
平成 30 年度	1,986 人	34 人	346 人	380 人	19.1%
令和元年度	1,969 人	37 人	362 人	399 人	20.3%
令和 2 年度	1,895 人	35 人	361 人	396 人	20.9%
令和 3 年度	1,858 人	39 人	338 人	377 人	20.3%
令和 4 年度	1,825 人	40 人	321 人	361 人	19.8%
令和 5 年度	1,801 人	39 人	313 人	352 人	19.5%

#### 【中学校】

	生徒数	要保護	準要保護	計	割合
平成 29 年度	1,014 人	33 人	173 人	206 人	20.3%
平成 30 年度	974 人	29 人	185 人	214 人	22.0%
令和元年度	965 人	18 人	181 人	199 人	20.6%
令和 2 年度	964 人	16 人	211 人	227 人	23.5%
令和 3 年度	988 人	19 人	177 人	196 人	19.8%
令和 4 年度	976 人	20 人	180 人	200 人	20.5%
令和 5 年度	979 人	23 人	206 人	229 人	23.4%

資料：学校教育課

## (7) 相談の種類

こども育成課への相談件数の内訳をみると、どの年も養護相談が最も多く、次いで、その他の相談を除くと、育成相談が高くなっています。

〈種類ごとの相談件数〉

単位：件

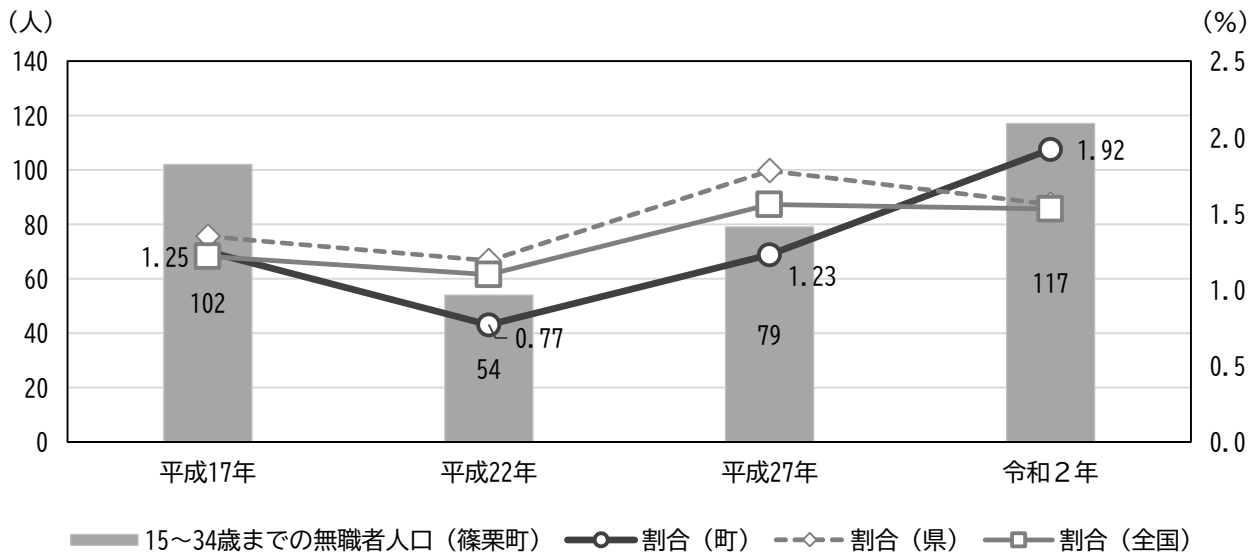
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	72	58	45	74
保健相談	0	0	3	0
障がい相談	10	11	7	5
非行相談	0	0	2	2
育成相談	10	26	29	24
その他の相談	36	58	62	36

資料：こども育成課

## (8) 無職者の状況

15～34歳までの無職者数をみると、篠栗町では、平成22年から増加しています。15～34歳までの無職者の割合をみると、篠栗町は令和2年時点において、全国や福岡県よりも高くなっています。

〈15～34歳までの無職者の推移〉



資料：国勢調査

(9) 保育・教育の状況

令和6年現在、篠栗町内には、子ども・子育て支援法に定める教育・保育施設として、4か所の保育所(園)と1か所の幼稚園、4か所の認定こども園、1か所の地域型保育事業があります。

〈教育・保育施設の状況〉

(保育所(園))

	施設名	受入年齢	延長保育	障がい児保育	一時預かり保育	休日保育	定員
社会福祉法人	栗の子保育園	6か月～	○	要相談	×	×	180
社会福祉法人	篠栗保育園	6か月～	○	要相談	×	×	90
社会福祉法人	勢門幼児園	6か月～	○	要相談	×	×	120
社会福祉法人	やまのこ保育園	6か月～	○	要相談	×	×	90

(幼稚園)

	施設名	預かり保育	定員
町立	勢門幼稚園	○	180

(認定こども園)

	施設名	受入年齢	保育所部分					幼稚園部分	
			延長保育	障がい児保育	一時預かり保育	休日保育	定員	預かり保育	定員
一般社団法人	あすなる保育園	6か月～	○	要相談	×	×	90	○	6
NPO 法人	キッズドリーム幼児園	6か月～	○	要相談	×	×	112	○	24
学校法人	和田幼稚園	1歳～	○	要相談	×	×	50	○	105
社会福祉法人	篠栗どろんこ保育園	2か月～	○	要相談	○	×	90	○	33

【地域型保育事業】

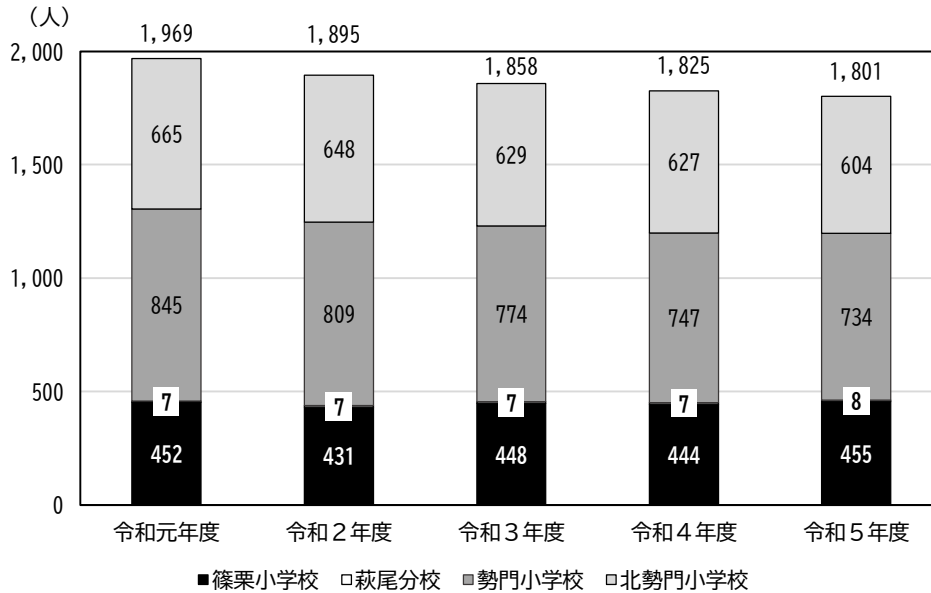
	施設名	受入年齢	延長保育	障がい児保育	一時預かり保育	休日保育	定員
NPO 法人	りんごの木	6か月～2歳児	○	要相談	×	×	18

※篠栗幼稚園は民営・認定こども園化、北勢門幼稚園は閉園し、町立幼稚園は勢門幼稚園に集約しました。  
※りんごの木は令和4年度から、篠栗どろんこ保育園は令和5年度から開設されました。

## (10) 小・中学校の状況

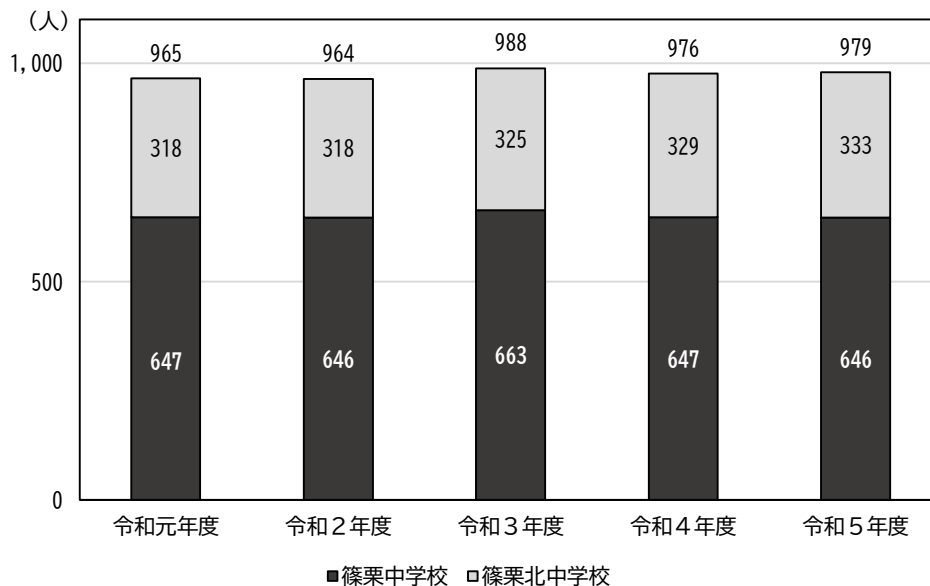
令和6年現在、篠栗町内には、3か所の町立小学校（分校1か所を含む）と2か所の町立中学校があります。令和5年度時点の小学校の児童数は1,801人、中学校の生徒数は979人となっています。

〈小学校の状況〉



資料：篠栗町

〈中学校の状況〉



資料：篠栗町



## 2 アンケートからみる現状

### (1) 調査概要

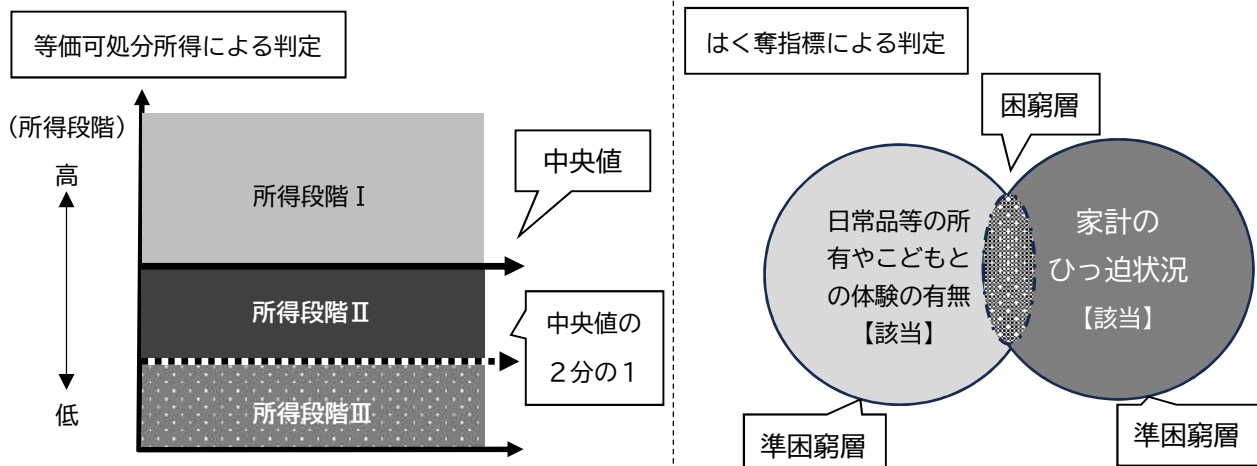
篠栗町に住む、子ども、保護者、若者の生活状況や要望、その他意見を把握するため、令和4年度及び令和6年度にアンケート調査を実施しました。

対象		期間	回収方法	配布件数	回収数	回収率
ニーズ調査	未就学児保護者	令和6年 2月～3月	園や学校を通じた 配布・回収	1,100件	947件	86.1%
	就学児童保護者			900件	792件	88.0%
子どもの 生活実態調査	小学5年生・ 中学2年生	令和4年 7月	学校を通じた 配布・回収	630件	522件	82.9%
	小学5年生・ 中学2年生保護者 未就学児保護者			1,740件	1,452件	83.4%
子ども・若 者意識調査	16～29歳までの町内 在住の住民	令和6年 2月～3月	郵送による配布・ 回収	1,000件	185件	18.5%
こどもの 生活に関する 調査	小学1～6年生	令和6年 7月～8月	園や学校を通じた 配布・回収	1,164件	1,075件	92.4%
	中学1～3年生			936件	806件	86.1%
	保育所・幼稚園・認定こ ども園、小学校・中学校			13件	13件	100.0%

#### ※子どもの生活実態調査における貧困の定義

子どもの生活実態調査においては、保護者用調査の「世帯年収についての質問の回答」から世帯人員についての質問の回答の平方根を除いて計算した等価可処分所得により、世帯を「所得段階Ⅰ」「所得段階Ⅱ」「所得段階Ⅲ」の3つに分類しています。所得段階がⅢに近づくほど等価可処分所得は低く、貧困の度合いが高くなると、便宜上設定しています。

また年収だけでは測れない「相対的貧困」世帯を定義するため、「はく奪指標」である、「家計のひっ迫状況」に関する設問及び、「日用品等の所有やこどもとの体験の有無」に関する質問を用いて、どちらかの指標で家計がひっ迫していると推定されるか、所有・体験の断念経験があれば準困窮層とし、2つの指標で準困窮層に該当すれば、困窮層と分類します。

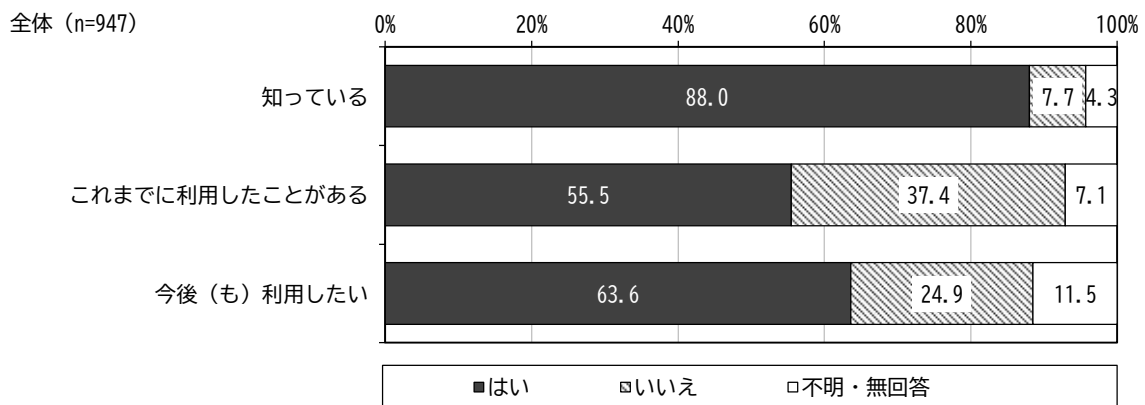


## (2) ニーズ調査の結果

### 1) サービス利用のニーズ・認知度（未就学児保護者対象）

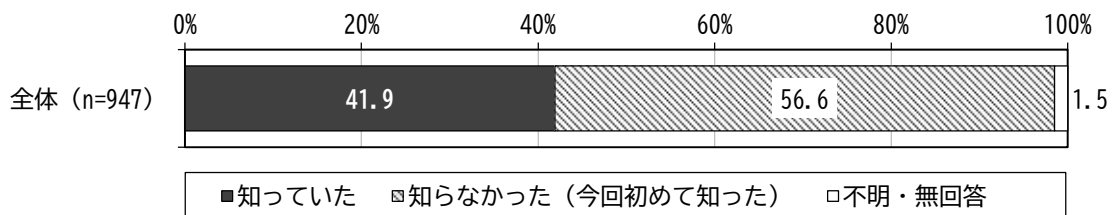
#### 〈地域子育て支援拠点事業（児童館）の認知度・利用状況・利用意向〉

地域子育て支援拠点事業（児童館）のサービスについて知っているか、これまでに利用したことがあるか、今後（も）利用したいかについてみると、〔知っている〕では「はい」が88.0%と、「いいえ」の7.7%を上回っており、〔これまでに利用したことがある〕では「はい」が55.5%と、「いいえ」の37.4%を上回っています。また、〔今後（も）利用したい〕では「はい」が63.6%と、「いいえ」の24.9%を上回っています。



#### 〈日曜日一時預かり事業の認知度〉

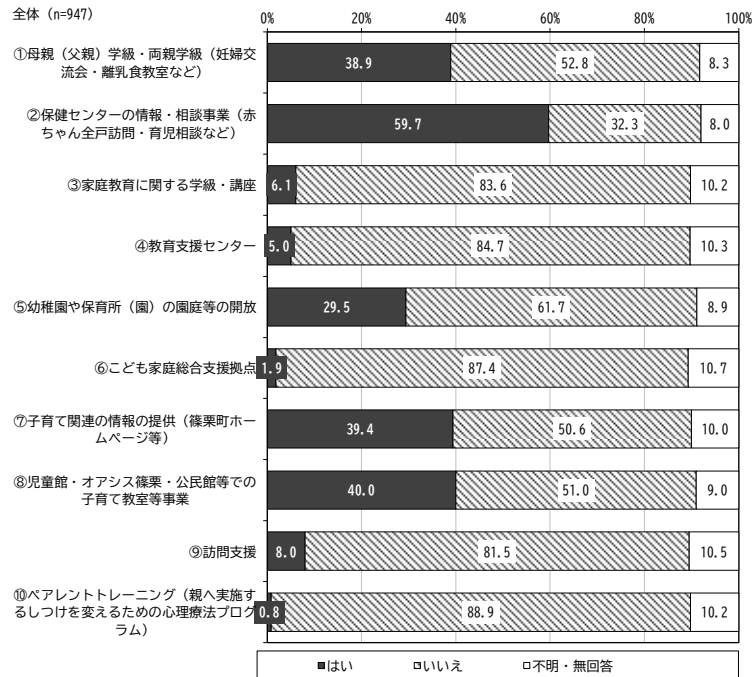
日曜日一時預かり事業の認知度をみると、「知らなかった（今回初めて知った）」が56.6%と、「知っていた」の41.9%を上回っています。



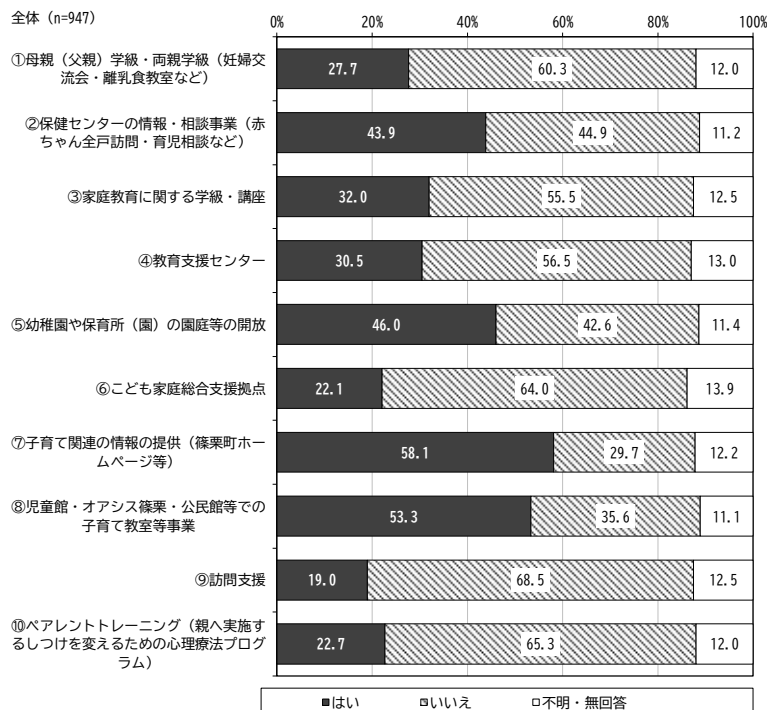
## 〈各種地域の子育て支援サービスの利用状況と利用意向〉

各種サービスについて、これまでに利用したことがあるものと、〔①母親（父親）学級・両親学級〕〔②保健センターの情報・相談事業〕〔⑦子育て関連の情報の提供〕〔⑧児童館・オアシス篠栗・公民館等での子育て教室等事業〕では「はい」が3割以上と高くなっています。今後も利用したいと思うものをみると、〔⑦子育て関連の情報の提供〕〔⑧児童館・オアシス篠栗・公民館等での子育て教室等事業〕では「はい」が5割以上と高くなっています。

### 〈利用したことがある〉

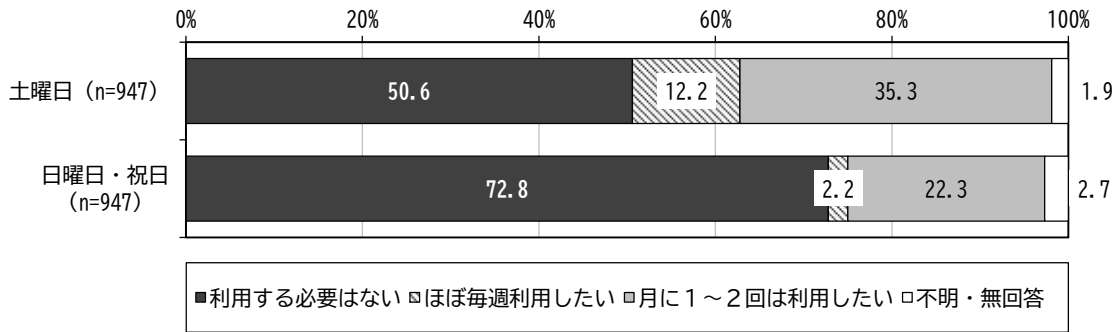


### 〈今後（も）利用したい〉



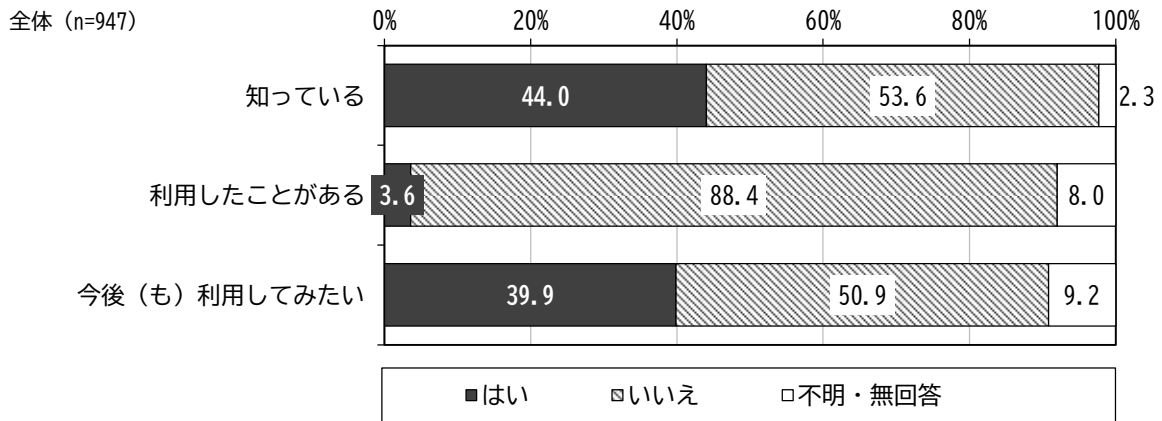
〈土曜・日曜・祝日の教育・保育事業（幼稚園や保育所（園）など）の利用意向〉

土曜日の保育サービスの利用意向をみると、「利用する必要はない」が50.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が35.3%、「ほぼ毎週利用したい」が12.2%となっています。また、日曜日・祝日の利用意向をみると、「利用する必要はない」が72.8%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が22.3%、「ほぼ毎週利用したい」が2.2%となっています。



〈病児保育ルーム「コスモス」の認知度・利用状況・利用意向〉

病児・病後児保育事業を行う、病児保育ルーム「コスモス」の認知度をみると、〔知っている〕では「いいえ」が53.6%と、「はい」の44.0%を上回っています。また利用状況をみると、〔利用したことがある〕では「いいえ」が88.4%と、「はい」の3.6%を上回っています。利用意向をみると、〔今後（も）利用してみたい〕では「いいえ」が50.9%と、「はい」の39.9%を上回っています。

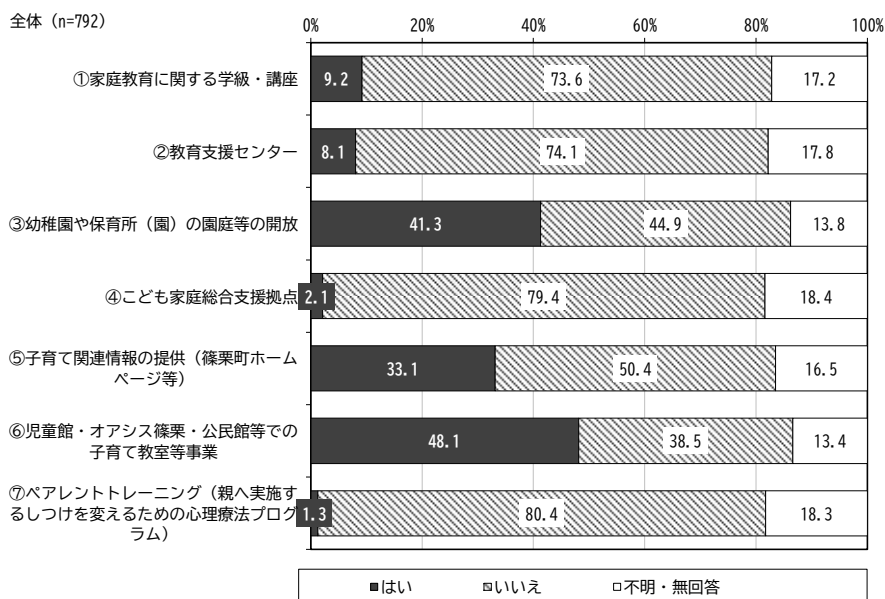


## 2) サービス利用のニーズ・認知度（就学児童保護者対象）

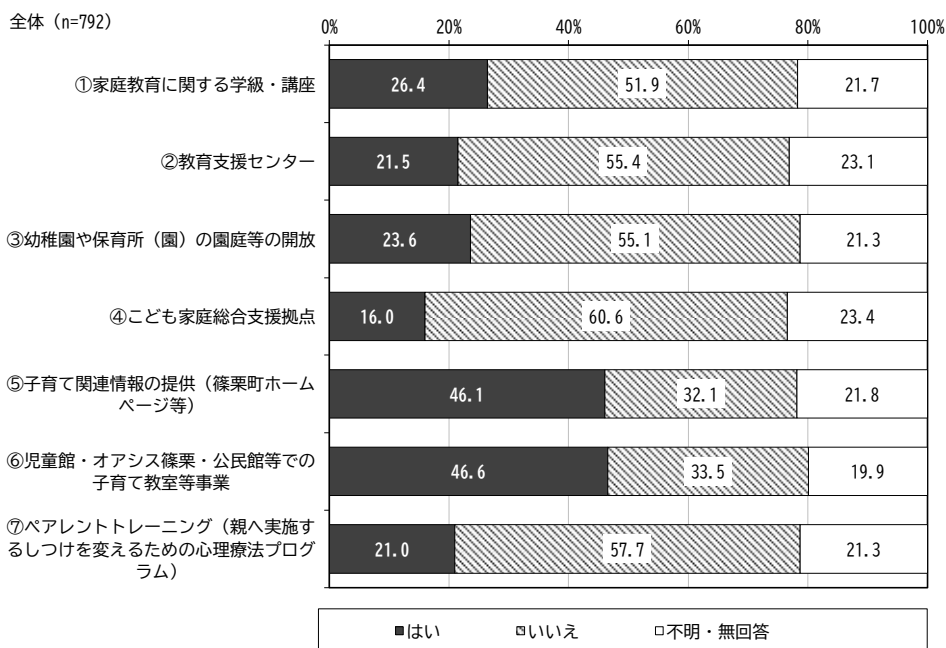
### 〈各種地域の子育て支援サービスの利用状況と利用意向〉

各種サービスについて、これまでに利用したことがあるものをみると、〔③幼稚園や保育所（園）の園庭等の開放〕〔⑥児童館・オアシス篠栗・公民館等での子育て教室等事業〕では「はい」が4割以上と高くなっています。今後利用したいと思うものをみると、〔⑤子育て関連情報の提供〕〔⑥児童館・オアシス篠栗・公民館等での子育て教室等事業〕では「はい」は4割台と高くなっています。

#### 〈利用したことがあるかどうか〉

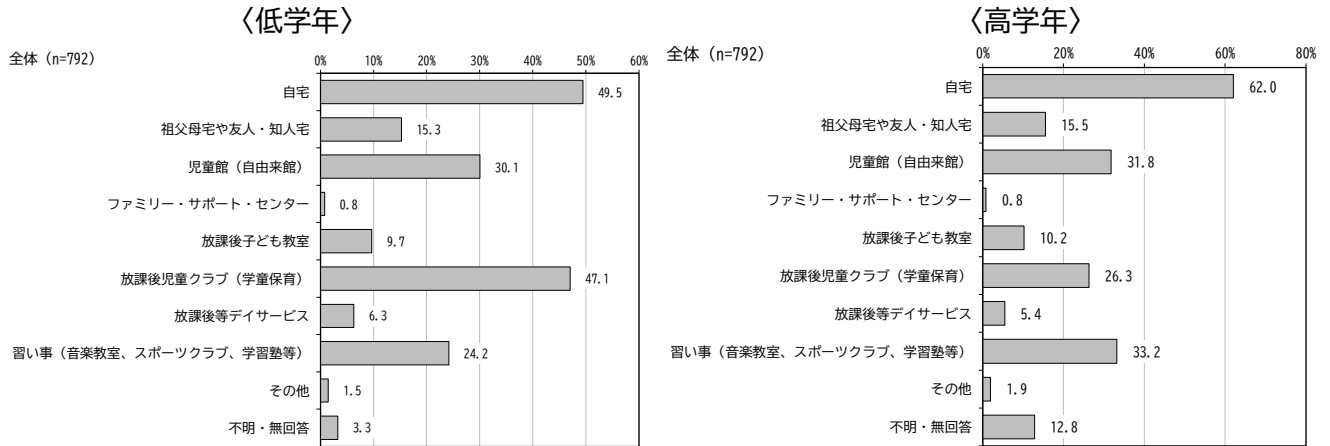


#### 〈利用したいかどうか〉



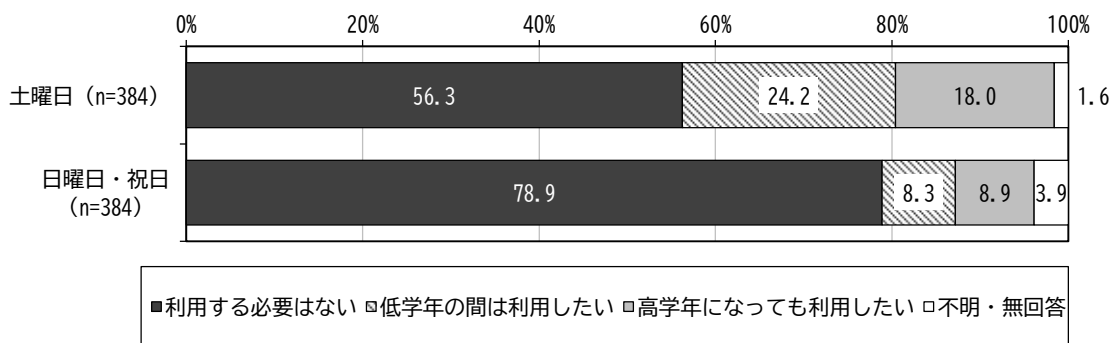
〈放課後の過ごしてほしい場所〉

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしてほしいかをみると、低学年では「自宅」が49.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が47.1%、「児童館（自由来館）」が30.1%となっています。高学年では、「自宅」が62.0%と最も高く、次いで「習い事（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾等）」が33.2%、「児童館（自由来館）」が31.8%となっています。



〈放課後児童クラブの土曜日・日曜日・祝日の利用意向〉

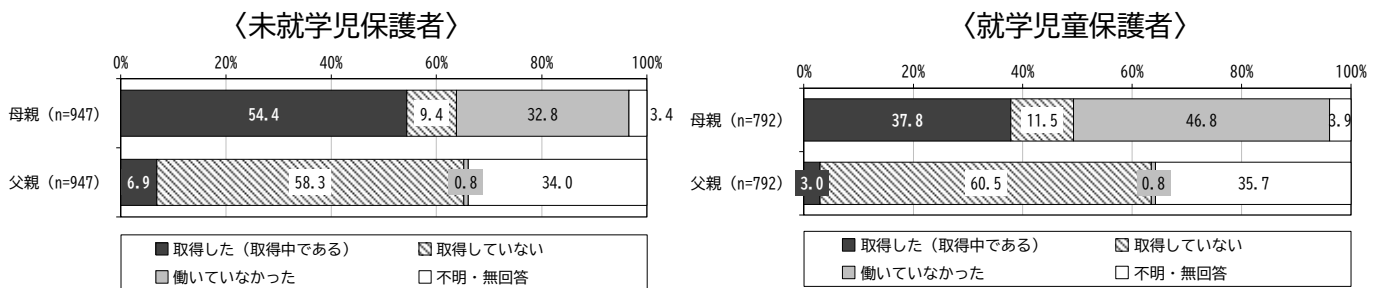
放課後児童クラブの土曜日の利用意向をみると、「利用する必要はない」が56.3%と最も高く、次いで「低学年の間は利用したい」が24.2%、「高学年になっても利用したい」が18.0%となっています。日曜日・祝日の利用意向をみると、「利用する必要はない」が78.9%と最も高く、次いで「高学年になっても利用したい」が8.9%、「低学年の間は利用したい」が8.3%となっています。



### 3) 子育ての実態（未就学児保護者、就学児童保護者共通）

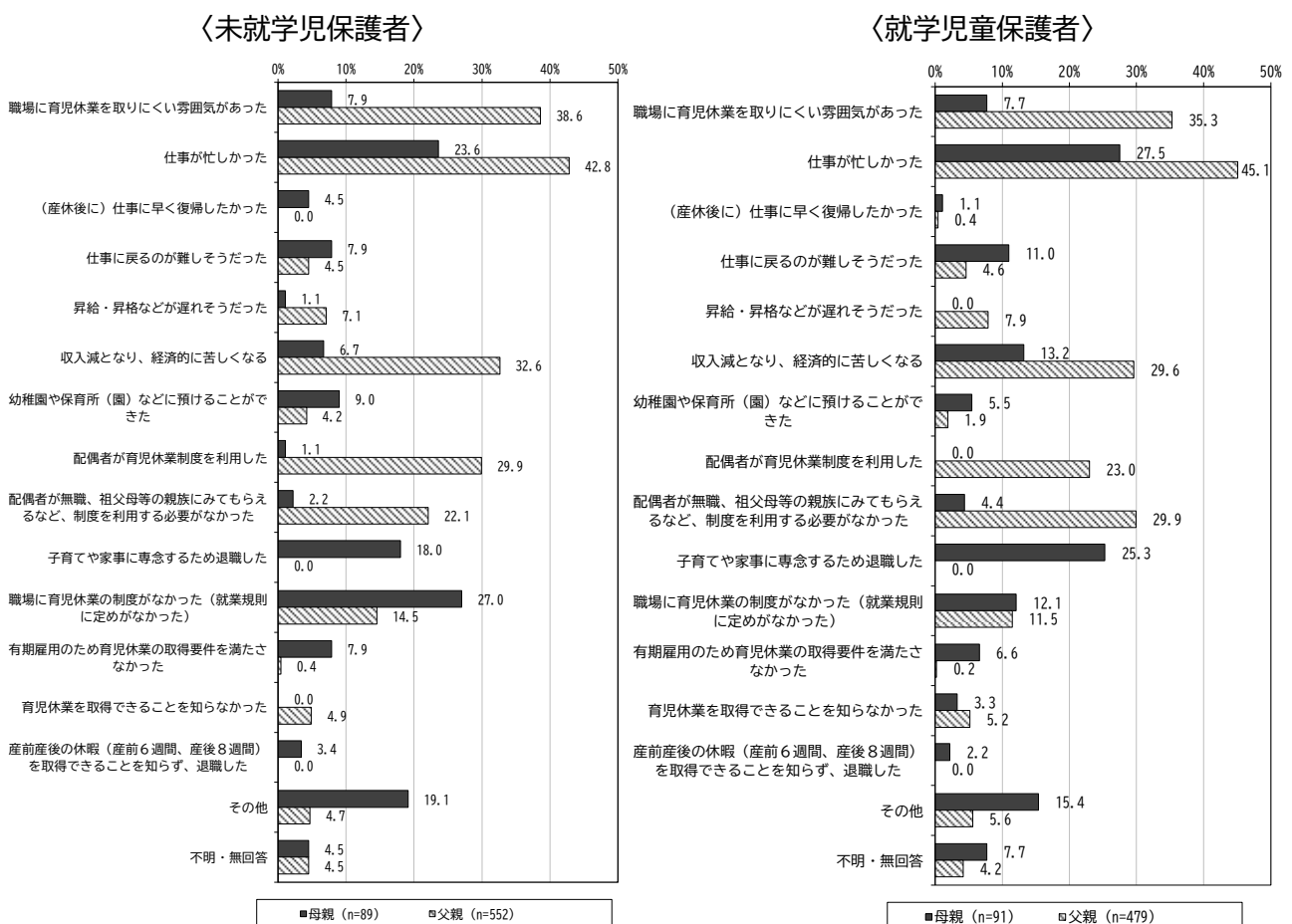
#### 〈育児休業取得状況〉

保護者の育児休業取得状況をみると、未就学児の母親では「取得した（取得中である）」が54.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」が32.8%となっており、就学児童の母親では、「働いていなかった」が46.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が37.8%となっています。未就学児童及び就学児童の父親では「取得していない」がともに6割程度と、最も高くなっています。



#### 〈育児休業が取得できない理由〉

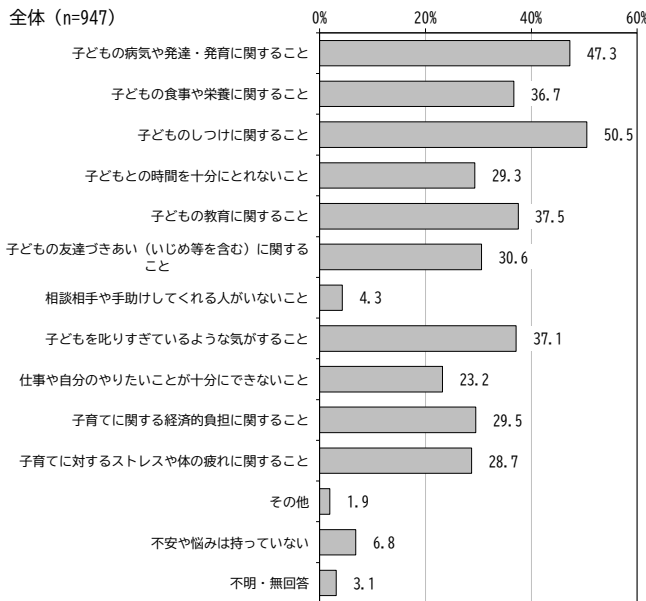
未就学児保護者の育児休業を取得できない理由をみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が27.0%と最も高く、父親では「仕事が忙しかった」が42.8%と最も高くなっています。就学児童保護者の育児休業を取得できない理由をみると、母親では「仕事が忙しかった」が27.5%と最も高く、父親では「仕事が忙しかった」が45.1%と最も高くなっています。



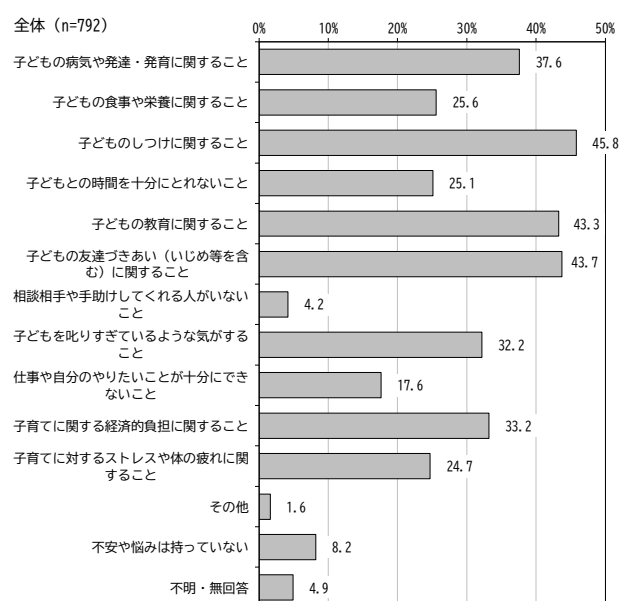
### 〈子育てをする上で抱える不安や悩み〉

未就学児保護者の抱える不安や悩みをみると、「子どものしつけに関すること」が 50.5%と最も高く、次いで「子どもの病気や発達・発育に関すること」が 47.3%、「子どもの教育に関すること」が 37.5%となっています。また、就学児童保護者の抱える不安や悩みをみると、「子どものしつけに関すること」が 45.8%と最も高く、次いで「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が 43.7%、「子どもの教育に関すること」が 43.3%となっています。

#### 〈未就学児保護者〉



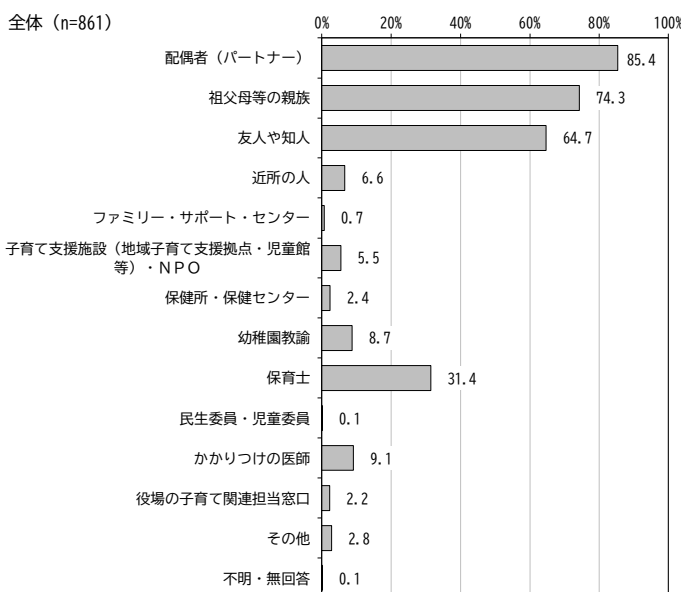
#### 〈就学児童保護者〉



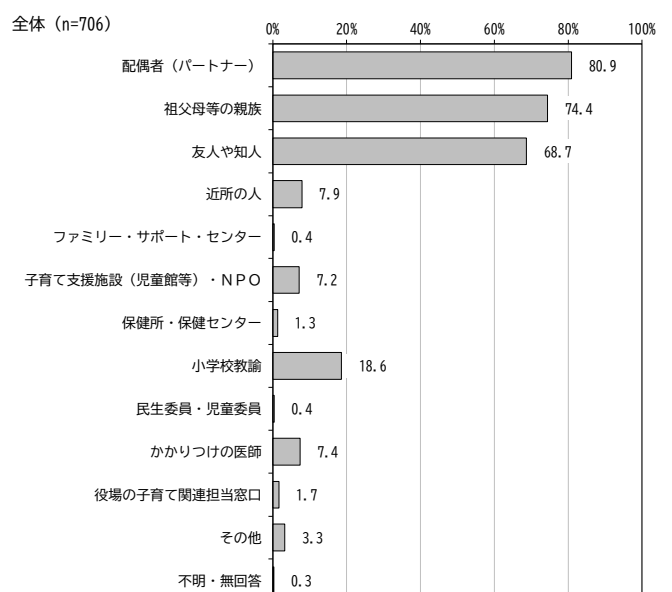
### 〈気軽に相談できる先〉

気軽に相談できる先をみると、未就学児保護者及び就学児童保護者ともに、「配偶者（パートナー）」が最も高く 8割を超えています。

#### 〈未就学児保護者〉



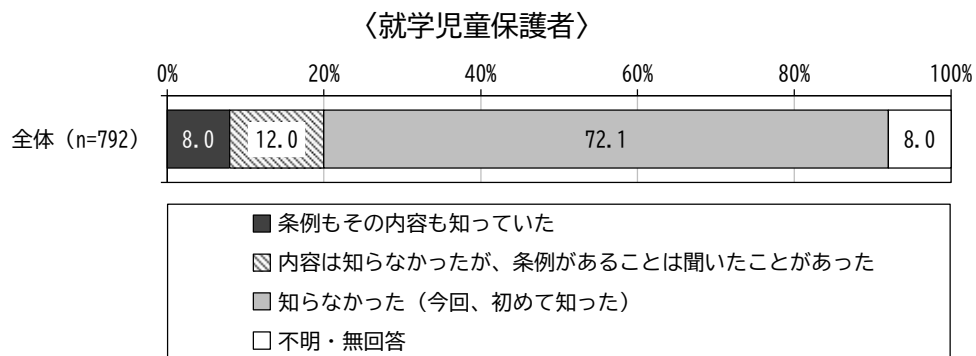
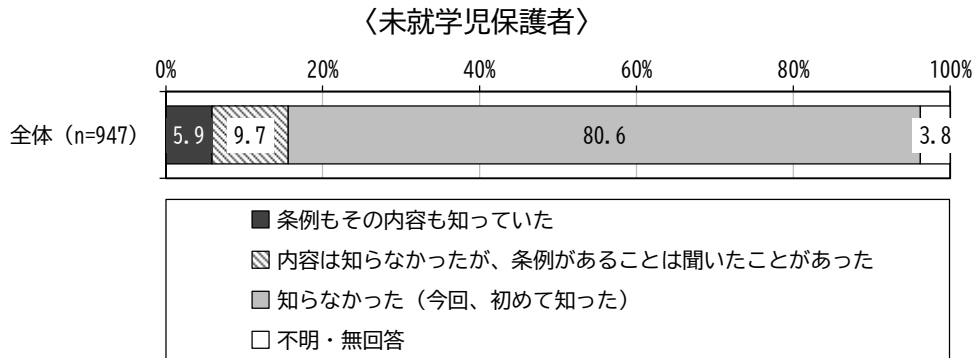
#### 〈就学児童保護者〉





### 〈「町民の命を守るささぐりづくり」条例の認知度〉

令和3年に制定された篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の認知度をみると、未就学児保護者及び就学児童保護者ともに、「知らなかった（今回、初めて知った）」が最も高くどちらも7割を超えています。



### (3) こどもの生活実態調査の結果

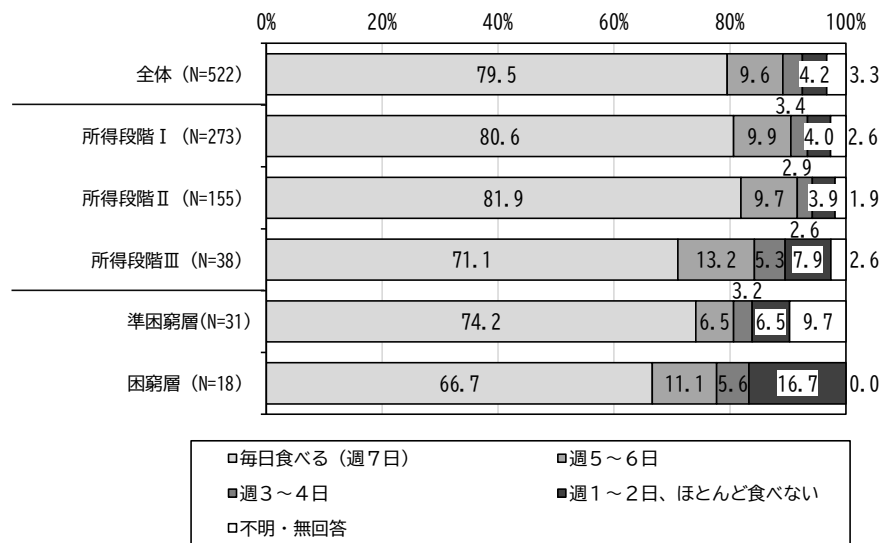
#### 1) 生活習慣・生活実態（こども対象調査）

##### 〈朝食を食べる頻度〉

1週間に朝食を食べる日数については、全体では「毎日食べる（週7日）」が79.5%と最も高く、次いで「週5～6日」が9.6%、「週1～2日、ほとんど食べない」が4.2%となっています。

所得段階Ⅲでは「週5～6日」が13.2%と、他の区分と比べて高くなっています。

困窮層では「毎日食べる（週7日）」が66.7%と、他の区分と比べて最も低く、「週1～2日、ほとんど食べない」が16.7%と最も高くなっています。



##### 〈こどもの就寝時間〉

平日の就寝時間については、全体では「午後10時～10時29分」が19.0%、「午後10時30分～10時59分」が18.2%、「午後11時～11時29分」が14.2%となっています。また、日付が変わる前（午後11時59分まで）に就寝する割合は85.2%となっています。

所得段階Ⅰでは「午後10時30分～10時59分」、所得段階Ⅱでは「午後10時～10時29分」、所得段階Ⅲでは「午後11時～11時29分」が高くなっています。

準困窮層では「午後11時～11時29分」、困窮層では「午後9時～9時29分」が高くなっています。

	午後9時より前	午後9時～9時29分	午後9時30分～9時59分	午後10時～10時29分	午後10時30分～10時59分	午後11時～11時29分	午後11時30分～11時59分	午前0時～0時29分	午前0時30分～0時59分	午前1時以降	不明・無回答	
全体 (N=522)	2.9	10.2	13.4	19.0	18.2	14.2	7.3	5.6	4.4	2.9	2.1	
所得段階Ⅰ (N=273)	2.2	8.4	10.6	17.9	23.1	13.9	8.4	5.9	4.4	2.9	2.2	
所得段階Ⅱ (N=155)	2.6	12.3	19.4	20.0	10.3	15.5	6.5	4.5	5.8	2.6	0.6	
所得段階Ⅲ (N=38)	7.9	10.5	7.9	15.8	15.8	21.1	2.6	7.9	5.3	2.6	2.6	
準困窮層 (N=31)		12.9	12.9	9.7	12.9	9.7	16.1	0.0	6.5	9.7	3.2	6.5
困窮層 (N=18)	5.6	22.2	16.7	0.0	5.6	16.7	16.7	0.0	11.1	5.6	0.0	

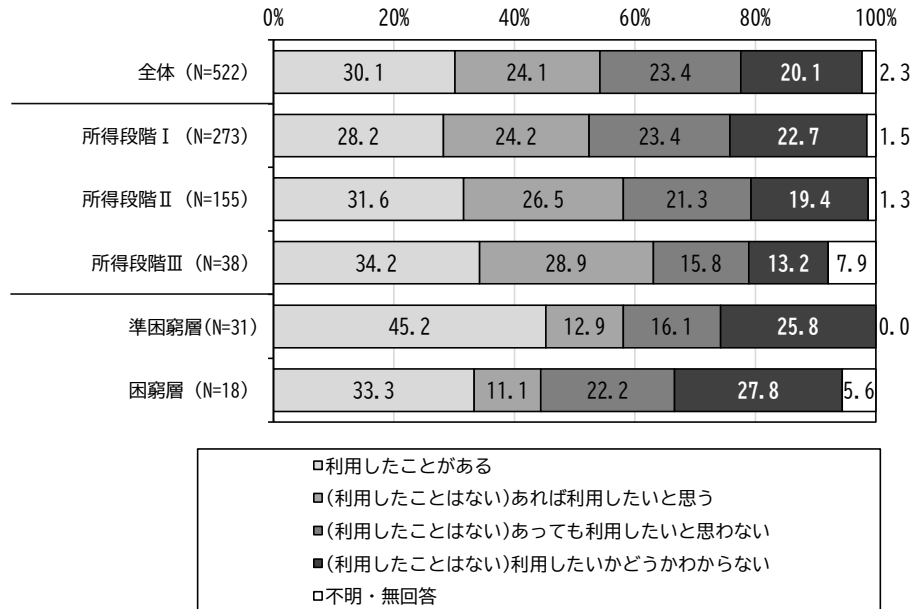
※所得段階及び困窮層、準困窮層の定義については、P.15を参照

## 2) 居場所の利用状況・利用意向 (こども対象調査)

### 〈平日の夜や休日を過ごすことができる場所〉

(自分や友だちの家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所について利用したことがあるか、また、利用意向はあるかをみると、全体では「利用したことがある」が 30.1%と最も高く、次いで「(利用したことはない) あれば利用したいと思う」が 24.1%となっています。

また、所得段階が低いほど、利用経験や今後の利用意向がある回答が、やや高くなっています。

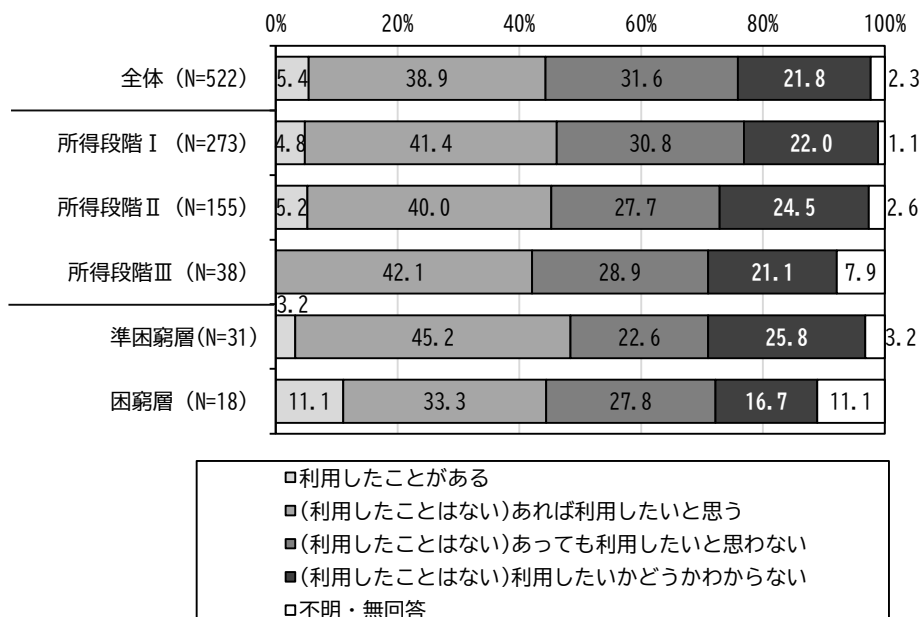


### 〈勉強を無料でみてくれる場所〉

勉強を無料でみてくれる場所については、全体では「(利用したことはない) あれば利用したいと思う」が 38.9%と最も高く、次いで「(利用したことはない) あっても利用したいと思わない」が 31.6%となっています。

所得段階区分では、いずれも「(利用したことはない) あれば利用したいと思う」が最も高くなっています。

困窮層では「(利用したことはない) あれば利用したいと思う」が 33.3%と、他の区分と比べて最も低くなっています。また、「利用したことがある」が 11.1%となっています。



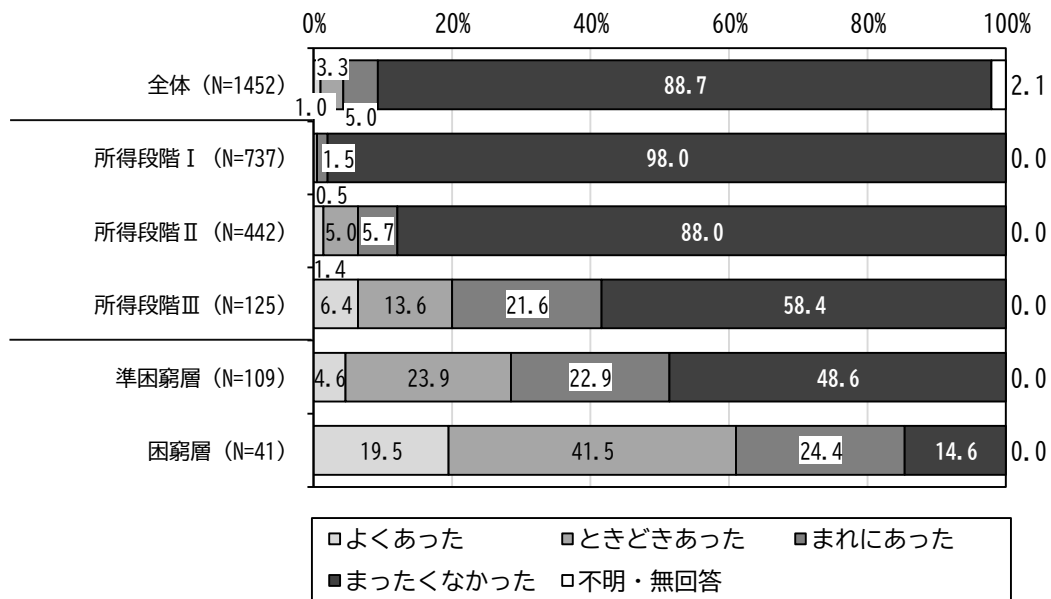
### 3) 貧困と判定される世帯の生活状況（保護者対象調査）

#### 〈買えない食料品〉

過去1年間で、家族が必要とする食料を買うことができなかった経験については、全体では「まったくなかった」が88.7%と最も高く、次いで「まれにあった」が5.0%となっています。

所得段階区分では「まったくなかった」が最も高くなっています。また、所得段階が低いほど『あった』（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の計）が高く、生活困難においても度合いが上がるほど同様の傾向がみられます。

困窮層では「ときどきあった」が最も高く、41.5%となっています。



#### 〈払えない公共料金等〉

過去1年間で、料金等が支払えなかったことについては、全体では「あてはまるものはない」が86.2%と最も高く、次いで「公的年金・健康保険などの保険料」が4.1%、「水道料金」「所得税や住民税」がともに2.7%となっています。

所得段階区分では「あてはまるものはない」が最も高くなっています。また、所得段階が低いほど「あてはまるものはない」が低く、それ以外の項目では高くなっています。

生活困難においては、度合いが上がるほど「所得税や住民税」を除いた項目で、同様の傾向がみられます。また、困窮層では「子どもの学校で必要なお金」が最も高く、36.6%となっています。

	電気料金	ガス料金	水道料金	電話代	家賃	公的年金・健康保険などの保険料	所得税や住民税	子どもの学校で必要なお金	あてはまるものはない	不明・無回答
全体 (N=1452)	2.5	2.3	2.7	2.0	2.5	4.1	2.7	2.5	86.2	4.5
所得段階 I (N=737)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.1	96.2	2.3
所得段階 II (N=442)	4.1	3.6	4.3	3.2	3.6	6.6	3.6	3.6	83.7	2.0
所得段階 III (N=125)	10.4	8.0	10.4	7.2	10.4	22.4	16.0	13.6	54.4	2.4
準困窮層 (N=109)	21.1	18.3	22.0	14.7	21.1	26.6	20.2	18.3	41.3	0.0
困窮層 (N=41)	26.8	29.3	26.8	19.5	24.4	31.7	17.1	36.6	19.5	4.9

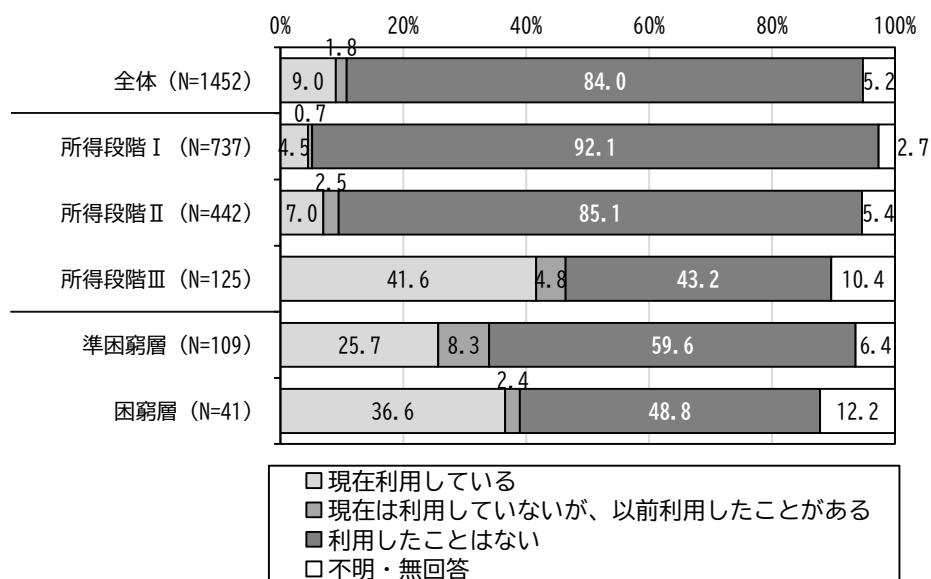
#### 4) 貧困と判定される世帯の生活状況（保護者対象調査）

##### 〈児童扶養手当の利用状況〉

児童扶養手当については、全体では「利用したことはない」が 84.0%と最も高く、次いで「現在利用している」が 9.0%、「現在は利用していないが、以前利用したことがある」が 1.8%となっています。

所得段階が低いほど「現在利用している」が高くなっており、所得段階Ⅲでは 41.6%と、他の区分と比べて最も高くなっていきます。

生活困難においても度合いが上がるほど同様の傾向がみられ、困窮層では 36.6%となっています。

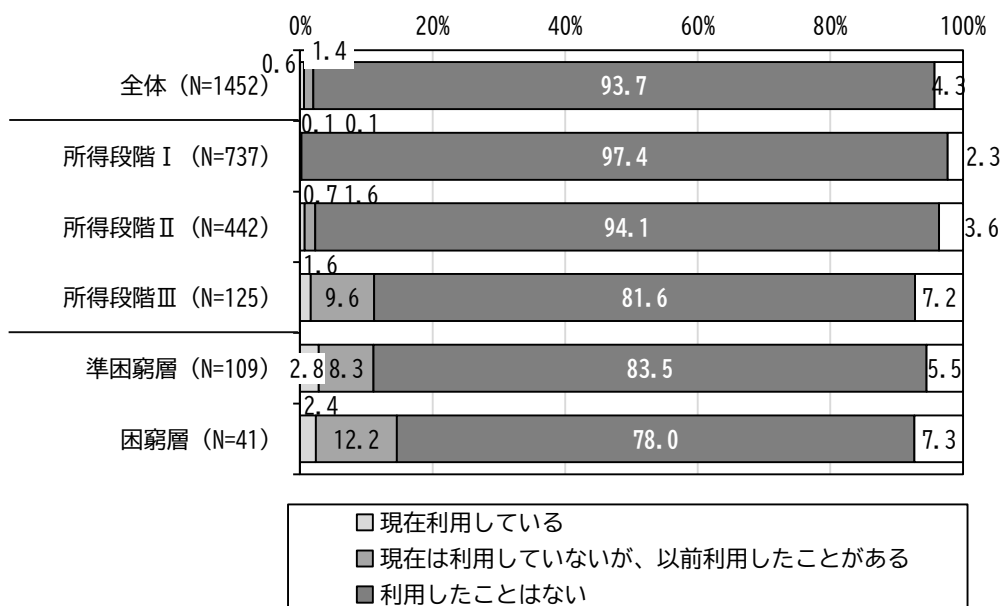


##### 〈自立支援相談窓口〉

生活困窮者の自立支援相談窓口については、全体では「利用したことはない」が 93.7%と最も高く、次いで「現在は利用していないが、以前利用したことがある」が 1.4%となっています。

所得段階が低いほど「現在利用している」、「現在は利用していないが、以前利用したことがある」が高くなっており、所得段階Ⅲではそれらの合計が 11.2%となっています。

困窮層では「現在利用している」、「現在は利用していないが、以前利用したことがある」の合計が 14.6%と、他の区分と比べて最も高くなっていきます。

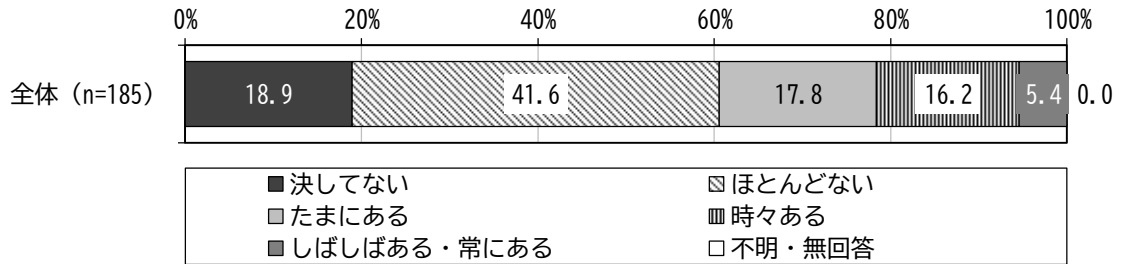


#### (4) 子ども・若者意識調査の結果

##### 1) 生活の中で感じる不安や悩み等

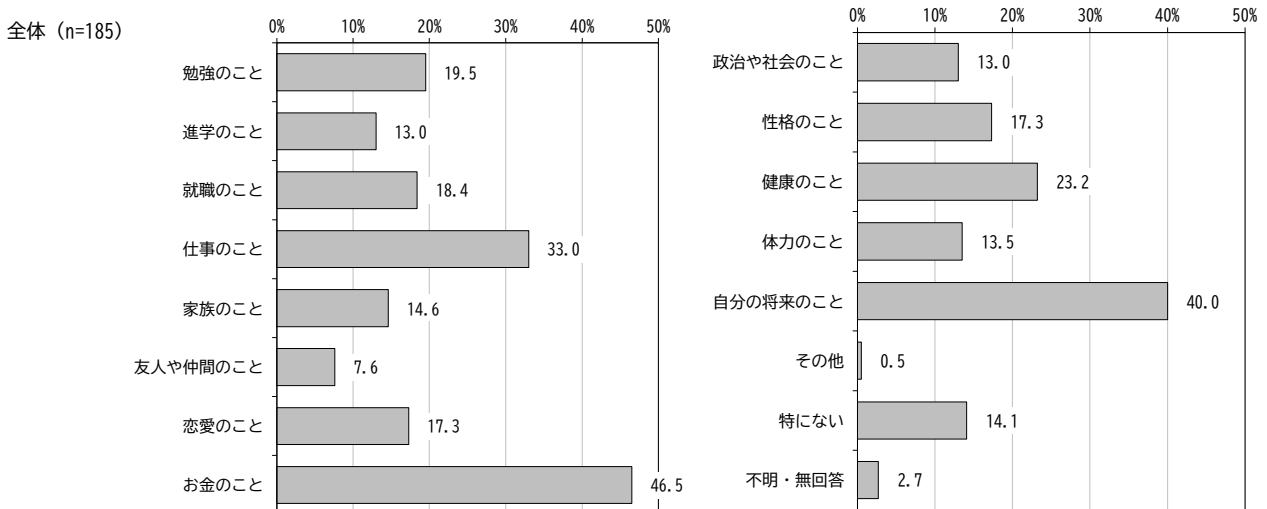
###### 〈孤独を感じる程度〉

孤独を感じる程度についてみると、「ほとんどない」が 41.6%と最も高く、次いで「決してない」が 18.9%、「たまにある」が 17.8%となっています。



###### 〈日頃感じる悩みや心配事〉

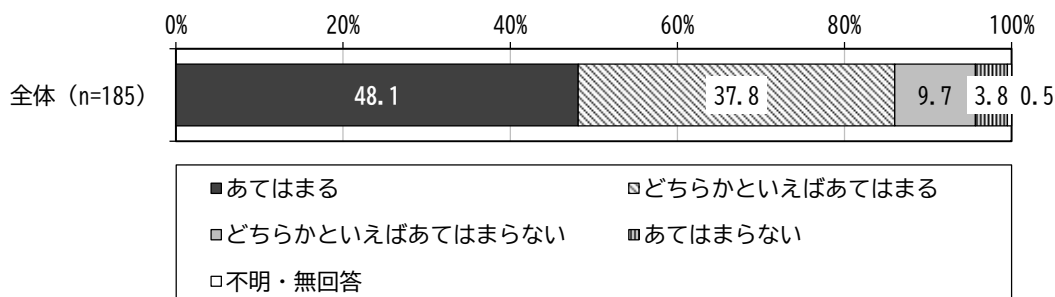
日頃の悩みや心配事をみると、「お金のこと」が 46.5%と最も高く、次いで「自分の将来のこと」が 40.0%、「仕事のこと」が 33.0%となっています。



## 2) こども・若者の自己肯定感

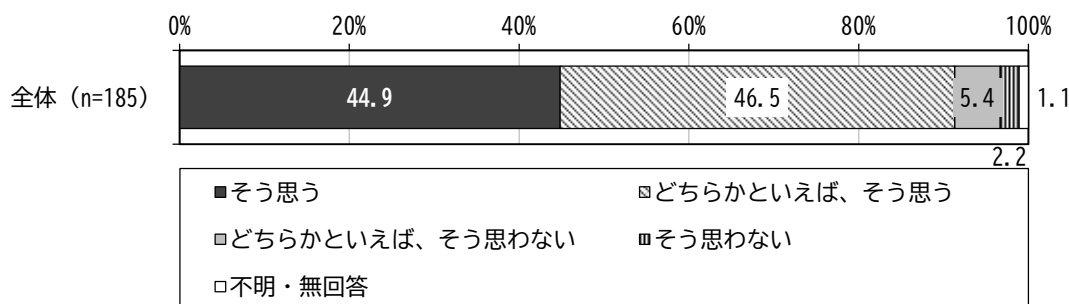
### 〈自分らしさがあると思うかどうか〉

自分らしさがあると思うかどうかについてみると、「あてはまる」が48.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまる」が37.8%、「どちらかといえばあてはまらない」が9.7%となっています。



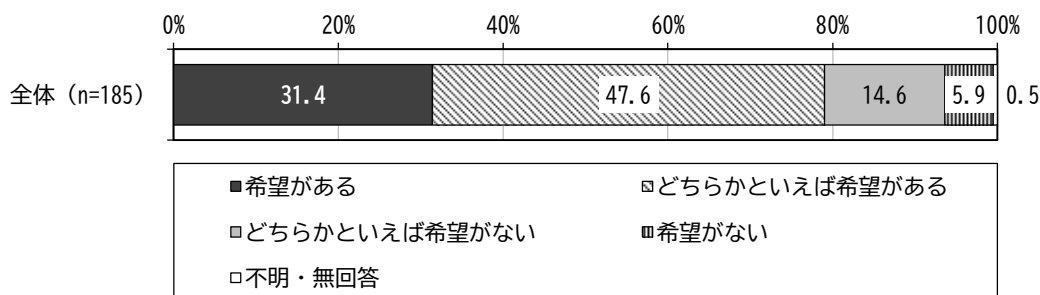
### 〈今、幸せだと思うかどうか〉

今、幸せだと思うかどうかについてみると、「どちらかといえば、そう思う」が46.5%と最も高く、次いで「そう思う」が44.9%、「どちらかといえば、そう思わない」が5.4%となっています。



### 〈将来に明るい希望があるかどうか〉

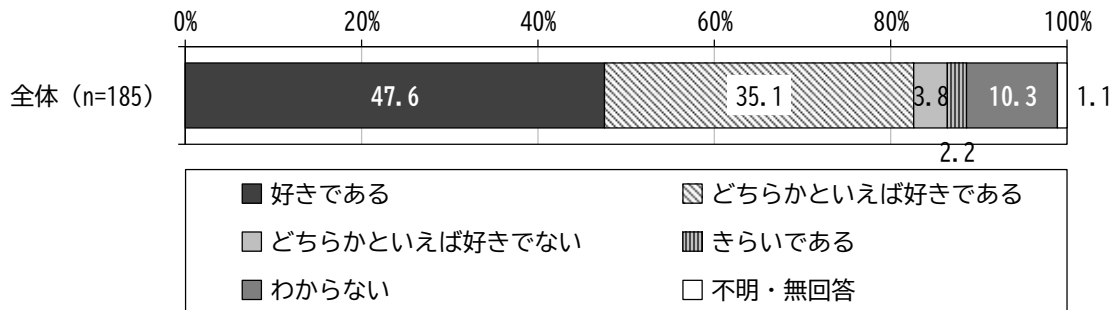
将来に明るい希望があるかどうかについてみると、「どちらかといえば希望がある」が47.6%と最も高く、次いで「希望がある」が31.4%、「どちらかといえば希望がない」が14.6%となっています。



### 3) こども・若者の社会参画

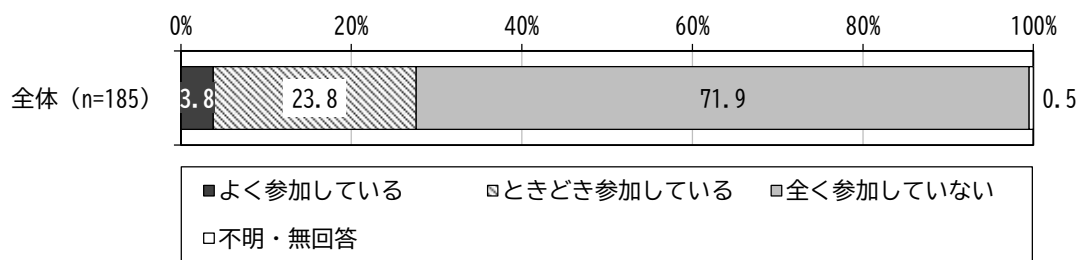
#### 〈篠栗町が好きかどうか〉

篠栗町が好きかどうかについてみると、「好きである」が47.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば好きである」が35.1%、「わからない」が10.3%となっています。



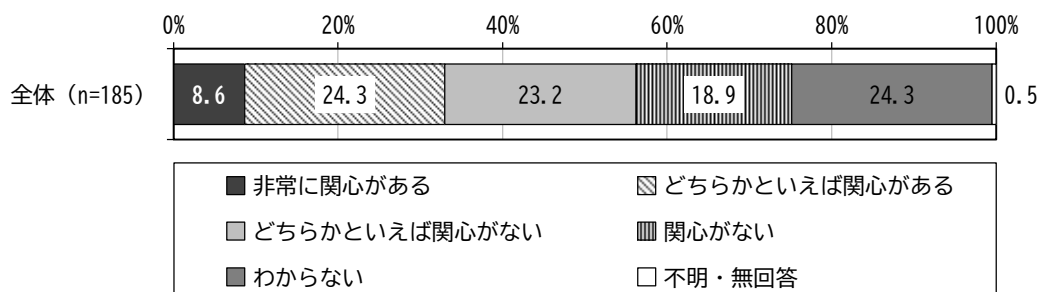
#### 〈地域の活動や行事の参加頻度〉

地域の活動や行事への参加の頻度をみると、「全く参加していない」が71.9%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が23.8%、「よく参加している」が3.8%となっています。



#### 〈行政の関心度〉

篠栗町の行政への関心度をみると、「どちらかといえば関心がある」「わからない」が24.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば関心がない」が23.2%、「関心がない」が18.9%となっています。

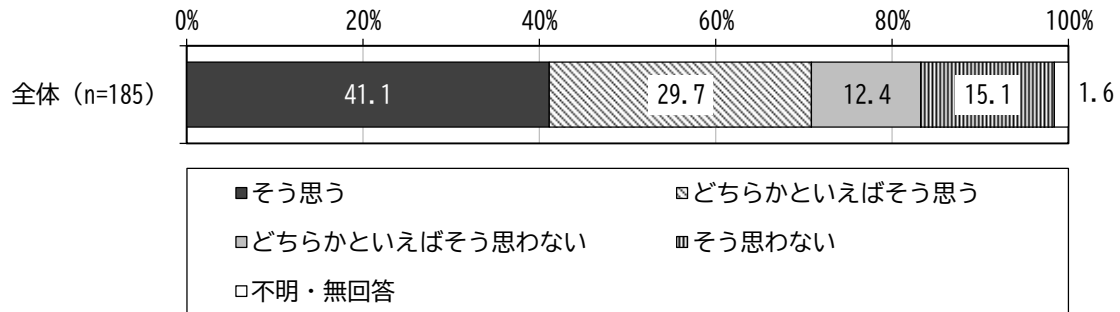




#### 4) 若者の結婚や出産に関する考え・展望

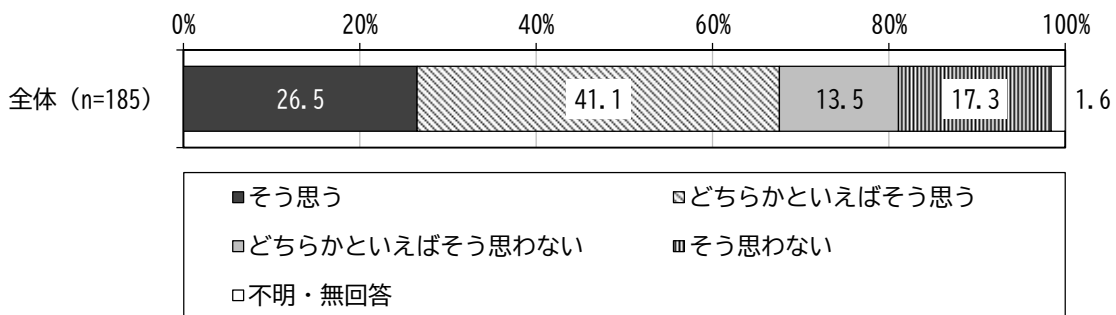
##### 〈20年後結婚しているか〉

20年後に結婚していると思うかをみると、「そう思う」が41.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が29.7%、「そう思わない」が15.1%となっています。



##### 〈20年後子育てをしているか〉

20年後に子どもを育てていると思うかをみると、「どちらかといえばそう思う」が41.1%と最も高く、次いで「そう思う」が26.5%、「そう思わない」が17.3%となっています。

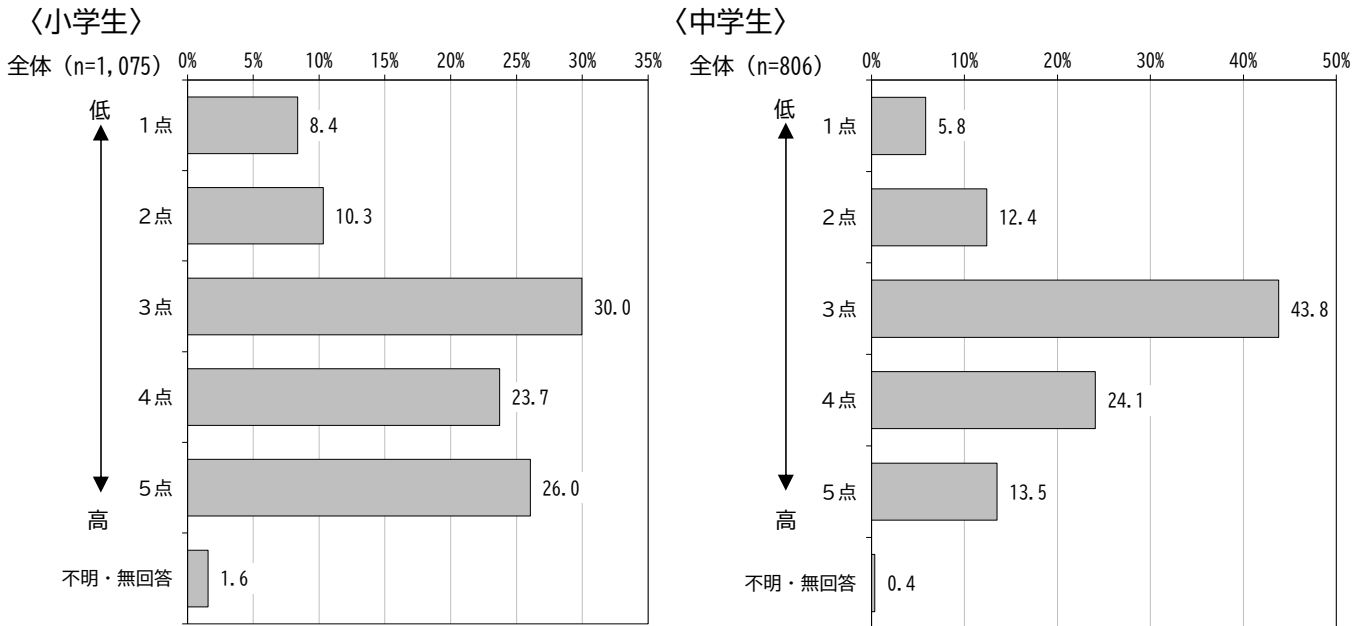


## (5) こどもの生活に関する調査の結果

### 1) 小学生・中学生の自己肯定感・将来の希望 (小学生、中学生対象調査)

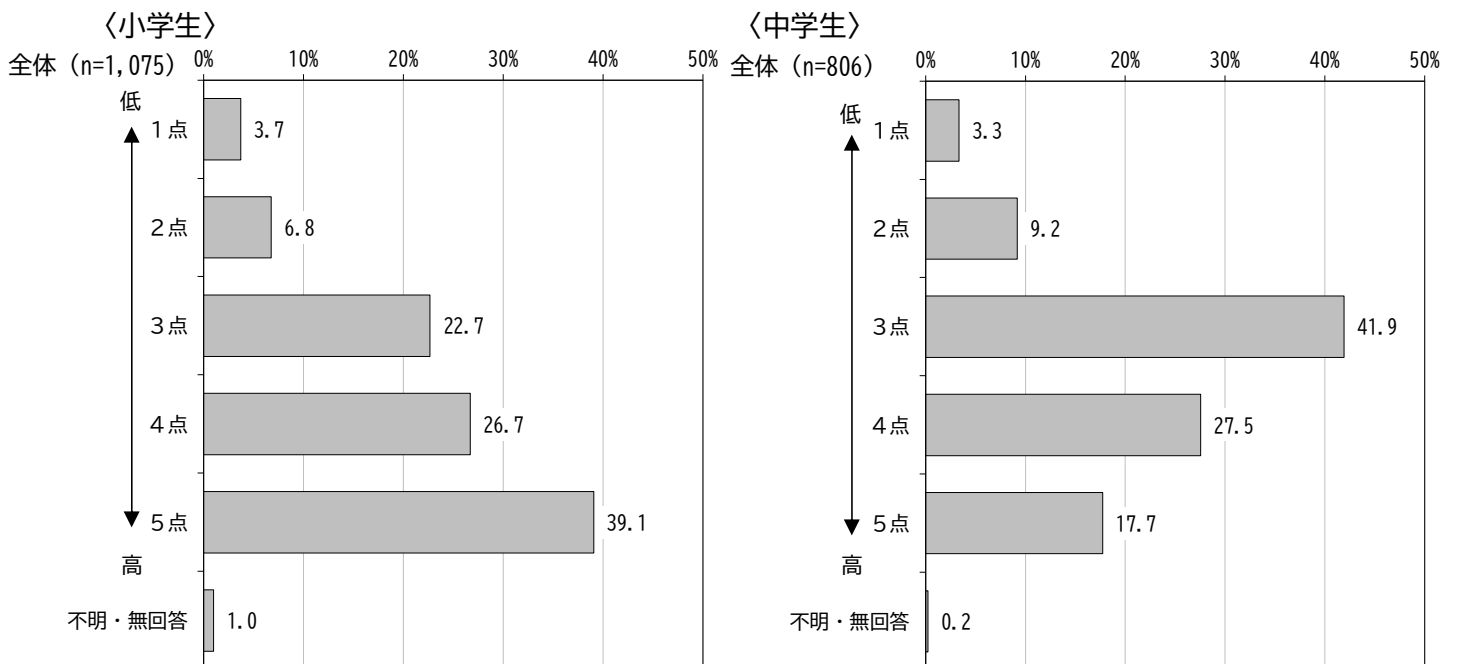
#### 〈自己肯定感〉

自分が好きかどうかを点数でみると、小学生では「3点」が最も高く 30.0%となっており、次いで「5点」が 26.0%となっています。中学生では「3点」が最も高く 43.8%となっており、次いで「4点」が 24.1%となっています。



#### 〈将来が明るいと思うかどうか〉

将来が明るいと思うかどうかを点数でみると、小学生では「5点」が最も高く 39.1%となっています。中学生では「3点」が最も高く 41.9%となっています。

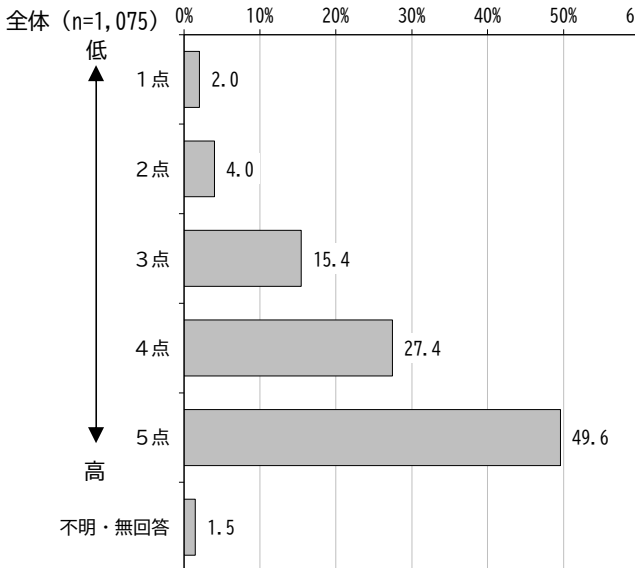


## 2) 小学生・中学生の日々の生活（小学生、中学生対象調査）

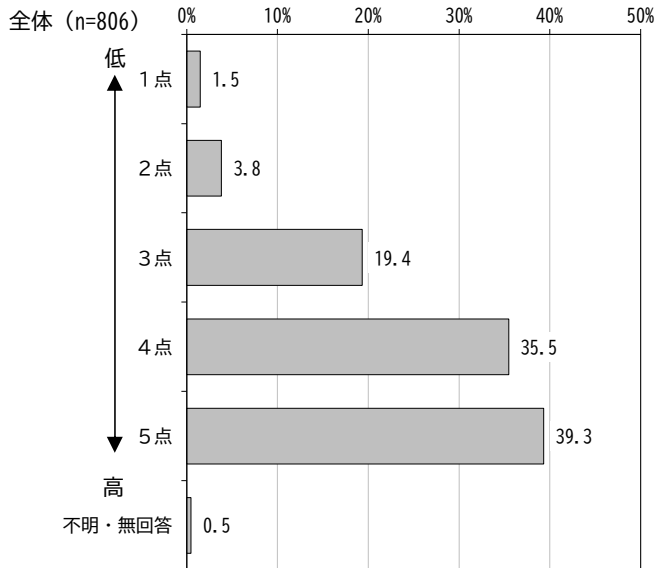
### 〈毎日楽しいかどうか〉

毎日の生活が楽しいかどうかを点数でみると、小学生、中学生ともに「5点」が最も高く、小学生は49.6%、中学生は39.3%となっています。

#### 〈小学生〉



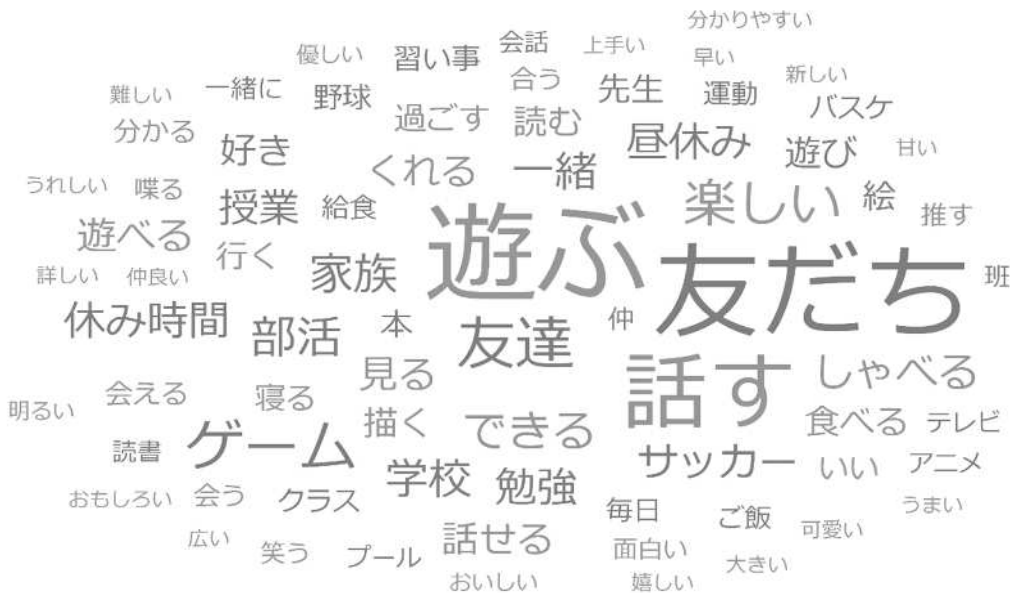
#### 〈中学生〉



### 〈楽しいこと〉

小学生、中学生の楽しいと思うことをみると、「友だち」や「遊ぶ」、「話す」が多くあげられており、友人との交流を楽しんでいることが分かります。また、その内容として、「ゲーム」や「サッカー」などがあげられています。

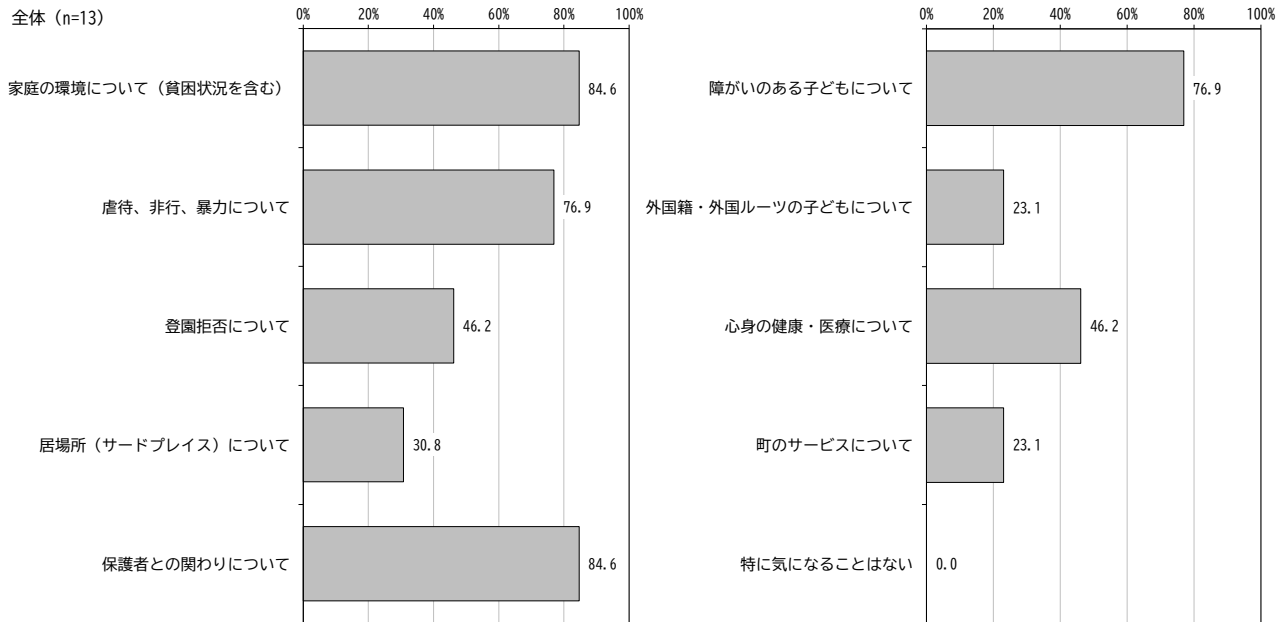
#### 〈小学生、中学生の楽しいと感じること（自由記述）のワードクラウド〉



### 3) 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校への調査結果

#### 〈気になっているこどもたちの様子〉

こどもたちの様子で気になっていることをみると、「家庭の環境について（貧困状況を含む）」、「保護者との関わりについて」が84.6%と最も高くなっています。



#### 特に気になる、困っているこどもたちの主な様子（一部要約）

家庭の環境 (貧困状況を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごとによって抱えている課題は様々であるが、生活面や食事面などで気になる家庭もある。</li> <li>・両親が共働きなどで、こどもが発熱しても、すぐに迎えに行けない家庭も多くなっている。</li> </ul>
虐待、非行、暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネグレクトの問題などが増加しているように思える。</li> <li>・SNSを巡るトラブルが増加している。</li> <li>・言動が乱暴なこどももあり、「こどもの権利」についての理解が重要になってくる。</li> </ul>
保護者の関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親がこどもに物事を押し付けている様子を見ることがあり、対話がもっと必要だと思う家庭もある。こどものことをもっと理解して、豊かな暮らしを送るために、取り組みを進めていきたい。</li> <li>・保護者の育児能力についても向上できるような支援があれば良いと思う。</li> </ul>
障がいのあるこども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断基準には満たないものの、発達障がい等の傾向が見受けられるこどもたちが増加傾向にあり、対応を日々考えている。デリケートな問題でもあるので、どこまで保護者に伝えるべきか、困ることがある。</li> <li>・感情の切り替えに時間のかかるこどもたちも増加しているように思う。</li> </ul>

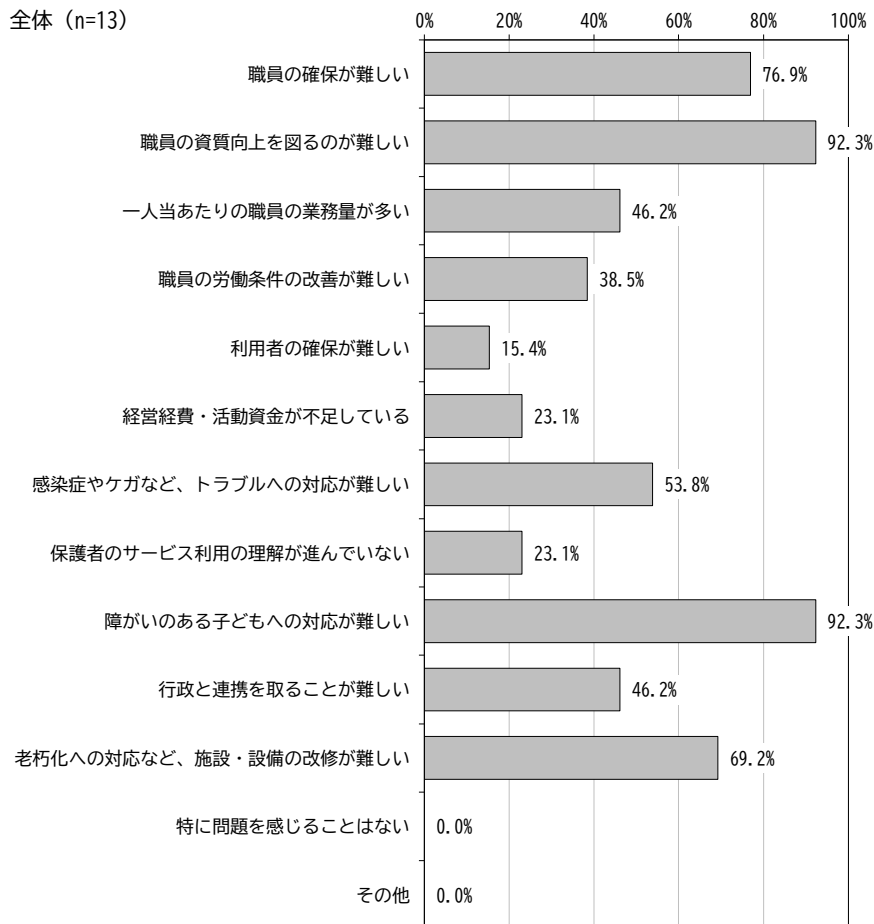
〈こどもたちが気軽に相談できるために必要な工夫〉

気軽に相談できるために必要な工夫（一部要約）

<p>身近な大人に必要な工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者なども気軽に集える集まりを開催する。</li> <li>・卒園や入学、卒業などのこどもたちの成長の節目を一緒に喜ぶ。</li> <li>・常にこどもたちに寄り添う。</li> <li>・柔軟な考えと適切な判断を持つ。</li> <li>・近隣住民との関係性を保つ。</li> </ul>
<p>専門機関に必要な工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に立ち寄れるような雰囲気のある相談窓口を整備する。</li> <li>・保護者とこどもの様子を共有し、こどもたちの成長を見守る。</li> <li>・関係機関等との連携がスムーズにいくように連携体制を強化する。</li> <li>・職員と児童・生徒間の良好な関係をもっと構築する。</li> <li>・専門機関の人にも教育・保育現場を見に来てほしい。</li> <li>・卒園、卒業した後も立ち寄ることができる、開かれた場所をつくる。</li> <li>・心療内科の医師などによる講演会やこころの健康相談を実施する。</li> <li>・電話だけでなく、チャットなどの文章で相談できるような環境をつくる。</li> </ul>

〈施設や事業運営における課題や問題〉

施設や事業運営における課題や問題をみると、「職員の資質向上を図るのが難しい」、「障がいのある子どもへの対応が難しい」が92.3%と最も高くなっています。



主な抱える課題

職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人が誇りを持って働けるように、仕事に取り組める環境整備が重要になる。</li> <li>・人の入れ替わりが多く、業務を担う人材が不足する状態が続いている。</li> <li>・行政との協力のもと、人材確保に向けて動いていきたい。</li> </ul>
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園や学校等でも研修に力を入れることができればよいと考えている。</li> <li>・放課後等に研修の時間を設けることは、難しいと感じる。</li> <li>・関係機関がこどもたちにどのように関わっていくのか、職員に説明をする機会等があればよいと思う。</li> </ul>
老朽化への対応 施設・設備の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもたちが遊んだり、休んだりするスペースを確保することを考えると、十分な場所が足りないと感じる。</li> <li>・老朽化している設備がある。掃除だけではなかなか良くなるものではない。</li> <li>・ケガをした人を運んだりするためのエレベーターなど、必要と思われる設備がある。</li> </ul>

### 3 課題の整理

篠栗町における子ども・若者に関する課題を整理すると以下のとおりとなります。

#### 1. こどもの健全な成長を支える環境整備と意識醸成

子ども・若者意識調査をみると、篠栗町の子ども・若者はお金や仕事・就労など様々な不安や悩みを抱えながらも、将来へ明るい希望を持ちながら暮らしています。しかし、将来への明るい希望がないと回答する割合も 20%を占めており、篠栗町に住む全ての子ども・若者が、夢や希望を持って暮らせるまちを実現することが重要です。

篠栗町では、令和3年に『篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例』を制定し、子ども・若者を含む全ての町民がかけがえのない個人として尊重される篠栗町を目指しているところですが、この条例の認知度も、ニーズ調査をみると低いことが分かっています。保育所や幼稚園、認定子ども園を対象としたこどもの生活に関する調査では、気になる子どもたちの様子として虐待、非行、暴力などが多くあげられているほか、ネグレクトなども増加しているように感じるという回答も見受けられており、こどもの権利を含む「人権」について、どのような行為が権利侵害になるのか、尊重するとはどういうことなのか等を学ぶ機会の充実が、今後の篠栗町では重要となっていきます。

また、各種調査の自由回答には、町の街灯が少ないことや道路が狭く危険であることなど、通学路などの不安についての記載が見受けられており、通学路をはじめとする生活環境の保全等も重要です。

#### 2. 心身ともに安定した発育の支援

ニーズ調査によると、こどもの病気や発達・発育に関して、未就学児保護者では 47.3%、就学児童保護者では 37.6%が不安や悩みを感じており、成長段階に応じた切れ目のない保健・医療体制の充実が今後も重要となります。

保育所や幼稚園、認定子ども園を対象としたこどもの生活に関する調査をみると、家庭における生活や食事等について気になる家庭が見受けられており、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に関する教育など、子どもたちの健康増進につながる取り組みを推進する必要があります。

また、令和6年には全国的に小・中・高校生の自殺者数が過去最高となりました。自殺に至ってしまう理由の多くは学業不振や進路の悩み、親子関係、友人関係の不和、うつ病などの精神疾患など様々です。篠栗町でも、様々な要因から起こる若年層の自殺を防ぐために、SOS教育などこころの健康維持に関する取り組みが重要です。

子どもたち一人ひとりが自身の特性や家庭環境に関わらず、健やかに成長できるように、療育支援やヤングケアラー対策、国際理解の促進など、誰一人取り残すことのない取り組みを推進する必要があります。

### 3. 変化する教育・保育ニーズへの対応

ニーズ調査をみても、児童館やオアシス篠栗、公民館等での子育て教室といった子育て支援に関するサービスについて、未就学児保護者及び就学児童保護者ともに、一定の利用意向も見受けられ、今後も子育て支援に係る事業の維持・拡充が求められます。

こどもたちへの生活調査の結果をみると、多くのこどもたちが将来に明るい夢や希望を持っていることがわかります。こどもたちが自身の夢や希望を叶えるためには、学校や家庭を通じて、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を身に付けるための教育や、心身の健やかな成長を支える環境づくりが重要です。

文部科学省の調査によると、令和5年度には、不登校の状態にある小・中学生が全国で過去最多になりました。不登校になってしまう理由には、心身の不調や生活リズムのバランス変化、友人関係などが原因となります。篠栗町でも、これらの要因を調査し、解決できる取り組みを推進することが重要です。

また、こどもの生活実態調査（こども対象調査）をみると、こどもたちからも勉強を無料でみてくれるところなどの利用意向が一定数見受けられ、勉強等に関する場所の整備などといった、学習支援にも取り組む必要があります。

### 4. 若者の社会参画の促進

子ども・若者意識調査をみると、20年後には結婚、出産、子育てをしていると考えている子ども・若者の割合は6割を超えています。このような将来展望や希望を叶え、若者が篠栗町で生活し続けられるように、篠栗町では、結婚から子育てまで一貫した支援を行い、次代の親を育成することが必要です。

また、子ども・若者意識調査をみると、日頃感じる悩みや心配事として、お金のことをあげる割合が最も高いことから、経済的な不安を抱える子ども・若者が多くいることがわかります。経済的な理由で子ども・若者が結婚や出産を選択しないということがないように、また、生活困窮に陥らないように、経済支援の拡充も重要です。

篠栗町では、共働き世帯が増加しており、女性の就業率も上昇していることから、保育・教育施設の利用意向が高くなるほか、親の家事・育児教室の拡充や育児休暇の取得率向上など、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進する必要があります。また、若者の就職支援についても実施し、全ての子ども・若者が自立した生活を送れる町を目指します。



## 5. 地域一体となって取り組む、子ども・若者を支える環境整備、人材育成

こどもの生活実態調査（こども対象調査）をみると、平日の夜や休日を過ごすことができる場所を利用したい割合は 24.1%と、利用したいと思わない割合を上回っていることから、篠栗町でも家や学校以外の居場所（サードプレイス）づくりが重要です。また、居場所に加えて、子どもや若者が様々な体験や活動、交流ができる機会を作り出す必要があります。

保育所・幼稚園・認定こども園等のヒアリング結果より、対応にあたる職員の確保や育成に課題を抱えている機関・団体が多いことが分かり、職員の採用や資質向上に関する積極的な取り組みが重要です。

さらに、親しみやすく立ち寄りやすい相談窓口の整備なども求められています。

ニーズ調査をみると、今後も利用したい地域の子育て支援サービスとして、子育て関連の情報の提供が多くあげられていることから、情報発信についても手段や内容を検討し、適切な発信を継続する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### 未来の力を地域でつなぐ こどもまんなかまちづくり

篠栗町では、「ささぐり こども いきいきプラン 新次世代育成支援行動計画（後期）及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）」において、『笑顔きらきら、子ども輝くまちへ』を基本理念に掲げ、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めてきました。

今回、篠栗町では新たにこども計画を策定するにあたって、『未来の力を地域でつなぐ こどもまんなかまちづくり』を新たに基本理念に掲げます。こどもとその保護者、子育て支援者に加えて、若者も将来の篠栗町を担う“未来の力”として捉え、その“未来の力”を地域全体が一丸となって育成・支援する町を目指して、こども・若者施策の充実及び連携体制の構築等を進めていきます。

## 2 基本的な視点

篠栗町では、こども・若者支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の視点に立って取り組みます。

### 1. こども・若者からの視点

こども・若者が、自分の思いや意見を考え、表明することは、こども・若者の社会への影響力を発揮することにつながります。こども・若者の意見を尊重し、篠栗町に住むこども・若者が心身ともに健やかに育ち、活躍するための環境づくりを進めます。

### 2. 保護者からの視点

全ての保護者が安心してこどもを産み、ゆとりを持って接することができ、楽しく育てられる環境づくりを進めます。

### 3. 子育て支援者からの視点

子育てを支援する団体、事業者が、こどもたちがより一層、のびのびと成長できるための環境をつくっていけるように、事業運営や人材育成等の支援を行います。

### 4. 地域からの視点

地域全体がこどもの成長や若者の暮らしを支える主体となれるように、地域住民と連携し、こどもと保護者、子育て当事者等を地域で支え合う体制を整備します。

### 3 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下4つの基本目標を掲げ、子ども・若者の総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 権利が守られ、安心して成長できるまち

子ども・若者一人ひとりが権利の主体であること、一人ひとりが幸せに生活する権利があるという考えのもと、子ども・若者が安心して暮らせるための環境整備を行います。

子どもの権利に関する周知・啓発のほか、子どもの意見表明権の確保、虐待等の権利侵害行為の防止、防犯対策や交通安全の取り組みなどを推進します。

#### 基本目標2 心身ともに健康に暮らせる、成長段階に応じた支援が整ったまち

子ども・若者、またその保護者が、心身ともに健やかに暮らせるように、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、青年期まで、切れ目のない保健・医療の充実を図ります。

また、子ども・若者のこころの健康についても取り組みを整備し、精神的に良好な健康状態の維持及び子ども・若者の自殺対策につなげるほか、障がいのある子ども・若者への療育支援やヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人の子どもへの支援など、きめ細かな対応を行います。

#### 基本目標3 子どもを支える教育・保育環境が整ったまち

子どもの健全な育成を支えるために、篠栗町における保育・教育サービスの充実に向けた取り組みを行います。

子どもたちが、激しく変化する社会へ対応できるように、「生きる力」を育成するほか、子どもたちの生活環境等に応じた学習支援を行います。

また、全ての子どもたちが安心して学び続けられるよう、いじめ・不登校対策を行います。

#### 基本目標4 地域で子ども・若者を支えるまち

地域全体で子育てを行う篠栗町を目指すために、子どもが安心して過ごせる居場所や、様々な体験・活動・交流の機会を地域一体となって作っていきます。また、相談窓口の拡充や町内機関の連携強化を図ります。また適切な情報の発信を行い、住民一人ひとりが、町の子ども・若者を支える当事者となれるよう、取り組みを推進します。

## 4 計画体系図

### 基本 理念

未来の力を地域でつなぐ こどもまんなかまちづくり

基本目標 1	具体的な取り組み
権利が守られ、安心して成長できるまち	(1) こどもの権利の保障、意見表明の機会確保
	(2) 虐待、犯罪等の権利侵害の防止
	(3) 安全な生活環境の整備
基本目標 2	具体的な取り組み
心身ともに健康に暮らせる、成長段階に応じた支援が整ったまち	(1) 切れ目のない保健・医療の確保
	(2) こども・若者の心と身体健康づくり
	(3) こどもの発達支援・療育支援
	(4) ヤングケアラー等への支援
	(5) 次代の親育成、保護者支援
基本目標 3	具体的な取り組み
こどもを支える教育・保育環境が整ったまち	(1) 幼児教育・保育サービスの充実
	(2) 学校教育・社会教育の充実
	(3) いじめ対策・不登校・ひきこもり支援
	(4) ひとり親への支援
	(5) こどもの貧困対策の推進
基本目標 4	具体的な取り組み
地域でこども・若者を支えるまち	(1) こどもの居場所づくり
	(2) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
	(3) 地域における子育て支援ネットワークの充実

## 第4章 具体的な取り組み

### 基本目標1 権利が守られ、安心して成長できるまち

#### (1) こどもの権利の保障、意思表示の機会確保

こどもたちにとっても、「人権」は大人と同様に尊重されるものです。篠栗町では、こどもや若者をはじめとする全ての住民が尊重され、誰もが幸せに暮らしていけるように、権利の理解促進につながる取り組みを推進します。また、関係機関等と連携し、自らの考えを表明する機会などを設けます。

名称	こどもの権利の保障			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○	○	○	○
取り組みの内容					
<p>こどもたちの権利についても、大人と同様に一人の人間として認められ、誰も侵すことができないものとして認められています。令和3年に、篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例が制定され、こどもから大人まで、篠栗町に関わるみんなで一体となって命を守るためのまちづくりを行うことが取り決められており、こどもたちが幸せに暮らしていけるように、関係機関と連携し、こどもたちの様々な相談を受けられる体制を強化します。</p> <p>令和6年には、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合して、こども家庭センターを設置し、こどもたちの発達段階に応じた、切れ目のない支援を実施しています。</p> <p>また、こどもたち自身に対してもホームページなどを活用し、「人権」に関する情報の発信を行い、「町民の命を守る」篠栗町の実現に取り組みます。</p>					

名称	こども・若者の意見表明の機会確保			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○	○		
取り組みの内容					
<p>こども・若者の福祉に関する第三者が意見聴取等を行い、こども・若者の生活実態や意見、意向等を把握します。また、関係機関と連携し、意見を表明しやすい環境の構築を行います。</p>					

## (2) 虐待、犯罪等の権利侵害の防止

篠栗町では、子ども・若者にとっても安心な社会を実現することを目的として、通告窓口の設置や相談機関の周知などの虐待防止に向けた取り組みを推進するほか、地域で行う犯罪等の防止活動、青少年健全育成に取り組めます。

名称	虐待等通告窓口			担当課	子ども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○		○	
取り組みの内容					
<p>子ども家庭センターにおいて、多職種の子ども家庭支援員を配置し、通告時の対応やその後の支援を児童相談所等の関係機関と連携しながら実施するほか、要保護児童の通告義務について啓発を行います。</p> <p>また、多様な相談内容に応じたきめ細やかな支援につなぐため、関係機関との連携や情報共有を強化するほか、研修会や学習会の積極的な参加を通じて、職員の専門性の向上に努めます。</p>					

名称	DV等に対する相談機関の周知促進			担当課	福祉課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○	○	○	
取り組みの内容					
<p>DV（ドメスティックバイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントなどに関する専門相談に対応するため、糟屋地区1市7町が共同で設置する「かすや地区女性ホットライン」、ならびに「配偶者からの暴力相談専用電話」や「福岡県あすばる相談ホットライン」などが今後も積極的に活用されるよう、情報提供や周知促進に努めます。</p>					

名称	犯罪被害の防止			担当課	総務課	学校教育課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者		
	○	○					
取り組みの内容							
<p>関係機関による情報交換会や青色回転灯車両での巡回、ボランティアによる見守り活動など、学校や地域・家庭などが連携して、犯罪被害の防止に努めます。</p> <p>今後もこうした活動を継続して実施するとともに、通学路や公園等における防犯灯の設置や、不審者情報を共有するための「安心メール」の利用、小中学生に対する防犯教室の実施、「子ども110番の家」設置の充実を図ります。</p>							

名称	青少年の非行防止、薬物乱用防止		担当課	総務課	学校教育課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
	○	○				
取り組みの内容						
<p>こども・若者の非行を防止するため、学校をはじめとする関係機関と連携し、非行防止教室の開催や街頭キャンペーンの実施、情報の周知啓発を行います。また、薬物乱用や未成年の飲酒・喫煙を防止するため、学校などにおいて講演会を開催するなど、啓発活動を行います。</p>						



### (3) 安全な生活環境の整備

こども・若者をはじめとして、誰もが安全に過ごせるように、交通安全に向けた環境整備等の充実といった交通事故対策に取り組むほか、災害対策や町内のバリアフリー化の推進、インターネット利用環境の整備などに取り組めます。

名称	有害環境対策			担当課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>粕屋警察署と連携し、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などの立入調査を行います。</p> <p>有害図書の回収や、スマートフォン・SNS 等による犯罪に関する啓発など、青少年の健全育成のための環境づくりに努めます。</p>					

名称	道路交通環境の整備			担当課	都市整備課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○	○		
取り組みの内容					
<p>通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成 28 年より関係機関の連携体制を構築し、「篠栗町通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムは、継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策の改善・充実を図るものです。これらの取り組みを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。</p>					

名称	交通安全教育の充実			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○	○			
取り組みの内容						
<p>定期的な安全教室、安全指導等を実施します。また、幼稚園や認可保育所、認定こども園、小中学校における交通安全教育の充実を図るため、スクールガードリーダーや地域ボランティアなどの協力を得ながら、こどもたちの交通安全意識の高揚及びマナーの向上に取り組めます。</p>						

名称	バリアフリーの環境づくり			担当課	関係課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○		○	
取り組みの内容					
<p>公共施設や交通機関、建築物等におけるバリアフリー化、こども連れの家族に配慮したトイレや授乳室の設置など、バリアフリーの環境づくりに向けた施設の充実に努めます。</p>					

名称	防災対策の推進			担当課	総務課	学校教育課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者		
		○	○		○		
取り組みの内容							
<p>災害時の安全確保と冷静な対応ができる力を育むため、学校や地域での防災訓練、家庭での避難計画づくり、災害に関する基礎知識の習得を推進します。また、学校等でも防災教育を行い、子どもたちが緊急時に備えた行動や情報共有の大切さを学べる機会を設けています。</p>							

名称	安全なインターネット利用環境の整備			担当課	学校教育課	社会教育課	
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者		
		○	○	○			
取り組みの内容							
<p>子ども・若者が安全にインターネットを利用できるように、学校を通じてインターネットの取り扱いに関する正しい情報の周知啓発を行います。また、子どもや若者が適切にメディアを利用できるように、学校等でインターネットに関する授業や講座等を行い、子ども・若者のメディアリテラシーの向上に努めます。</p>							

## 基本目標 2 心身ともに健康に暮らせる、成長段階に応じた支援が整ったまち

### (1) 切れ目のない保健・医療の確保

妊娠期から乳幼児期、学童期、成人期などあらゆるライフステージにおいて、それぞれの抱える保健・医療のニーズは異なります。妊産婦に向けて産前産後の支援や不妊治療の支援を行ったり、乳幼児に向けて健診や予防接種、小児医療体制の充実に取り組んだりするなど、多様な保健・医療ニーズに対応し、切れ目のない保健・医療に関するサービスを提供することで、心身ともにこども・若者が健康に過ごせる町を目指します。

名称	妊産婦の健康・産前産後支援			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
<p>妊娠届出時や妊娠8か月時アンケート、乳児家庭全戸訪問等において、保健師が個別面談を実施することで、妊産婦の不安解消や負担軽減に努める妊婦等包括相談支援と、経済的支援として妊婦のための支援給付の実施及び妊婦健康診査・産後健康診査の助成を通じて、妊産婦の健康の保持増進を図ります。</p> <p>産前産後支援として、産前・産後サポート事業や出産1年以内の母親とその子を対象とした、施設や自宅で母体ケアや育児相談等のサービスを実施する産後ケア事業を実施し、母親の身体的な回復と心理的な安定を図り、健やかな育児ができるような実施体制の強化を目指します。</p> <p>また、出産前後、体調不良などの理由で家事・育児などの援助を必要とする家庭については、ヘルパーを派遣することで、母親の精神的・肉体的負担を軽減し、子育てを支援する産前・産後支援ヘルパー派遣事業を実施します。</p>					

名称	不妊治療への支援			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
<p>不妊に悩む夫婦に対し、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について相談できる体制整備に努めます。また、福岡県の相談機関の周知や助成事業の情報提供などを行います。</p>					

名称	乳幼児の健康支援			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○				
取り組みの内容					
<p>各種の乳幼児健診や予防接種を行い、乳幼児の健やかな発育と健康の保持に努めます。また、1か月児健診や新生児聴覚検査、任意接種である流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）予防接種の助成を実施し、疾病や異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減を図ります。</p> <p>引き続き、健診未受診児や予防接種未接種状況を把握し、受診勧奨・接種勧奨を強化するとともに、5歳児健診の実施を検討するなど、乳幼児への健康支援の拡充に努めます。</p>					

名称	小児救急医療等の充実			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○		○	
取り組みの内容					
<p>幼児の病気やけがに速やかに対応できるよう、地域の救急医療体制の充実を図るとともに、広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、小児医療に関する情報を発信します。また、近隣市町の医療機関との連携を密にし、休日の受け入れ体制の強化や平日夜間の重症患者の受け入れ体制整備を継続して検討します。</p> <p>様々な機会を活用し、かかりつけ医の必要性を啓発します。</p>					

名称	医療的ケア児及びその家族への支援			担当課	福祉課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○		○	
取り組みの内容					
<p>人工呼吸器管理やたんの吸引、経管栄養など医療的なケアが必要な子どもたちへの支援について、関係機関との連携により、受け入れ可能な体制を構築するほか、その保護者等の介護負担軽減を図る目的として訪問看護費用を助成するレスパイト事業の利用を促します。</p>					

名称	歯の健康維持			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○			
取り組みの内容					
<p>子どもたちの口腔の健康を維持するために、認定子ども園や幼稚園、保育園、小学校等において、歯の健康に関する知識の普及を図ります。また、正しい口腔ケアについて学校等で周知するほか、歯科医への受診勧告をするなど、良好な口腔衛生の維持に向けた取り組みを推進します。</p>					

名称	若者を対象とした健診の周知			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
			○		
取り組みの内容					
<p>篠栗町では、健康診査や各種がん検診、歯周病健診など、若者も受診できる健診を整備しています。それらの各種健診について、SNS やウェブサイトを活用した情報発信や地域のイベントでの啓発活動を行い、若者の健診受診率の向上を目指します。また、WEB 予約を導入し、健康診査を受けやすい環境を整えます。</p>					

## (2) こども・若者の心と身体健康づくり

こども・若者が、健康で豊かな人生を送るためには、心身ともに良好であることが重要です。篠栗町では、こども・若者が自身の心と身体健康を守りながら、自己肯定感や社会性を育ていける環境を整えるために、基本的な生活習慣を確立するための支援等を行うほか、自殺を防ぐ取り組みを推進します。

名称	こどもの基本的生活習慣の育成			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○		○	
取り組みの内容					
<p>乳幼児健診時に保健師が個別面談を実施し、リーフレット等を用いて生活習慣の確立や意識啓発、食の重要性などについての情報を提供します。また、子育て教室において、こどもの基本的生活習慣や食に関する学習の機会を提供します。</p> <p>保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで、発育段階に応じた生活習慣や食に関する学習の機会ならびに情報提供に努めます。</p>					

名称	思春期保健対策			担当課	学校教育課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○	○			
取り組みの内容						
<p>思春期保健対策として、心身の成長や性に関する正しい知識の意識啓発を学級活動等で実施します。また、性教育を含めたこどもの健康に関して学校保健との連携が図れるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>学校保健と地域保健の連携を図りながら、様々な教科と関連させた保健学習や保健指導、がん教育・自殺防止教育等を行うほか、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うプレコンセプションについて啓発し、健康に生涯を過ごすための基礎を培います。</p>						

名称	食物アレルギー対応の充実			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○		○	○	
取り組みの内容						
<p>児童・生徒に対してアレルギー調査を実施するとともに、給食で使用する食材の食品成分の情報を提供するなど、食物アレルギー対応の充実を図るとともに、除去食の提供を行います。</p> <p>認可保育所や認定こども園、ならびに小中学校において給食に係る職員に対して、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会などを開催します。</p>						

名称	こども・若者の自殺対策			担当課	こども育成課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○	○			
取り組みの内容						
<p>こども・若者の悩みや不安を少しでも解消するために、保健師などによるこころの健康相談や電話相談を実施するほか、学校では、自分の気持ちや悩みを周囲に伝え、適切な支援を求める力を育む SOS 教育を実施します。また、自殺のサインに気づき、適切な支援につなげる「ゲートキーパー」の育成を行います。</p>						

### (3) こどもの発達支援・療育支援

篠栗町では、町に住む子どもたち一人ひとりが、自身の能力や特性に応じた成長をし、社会で自立した生活を送れるようにすることを目的とした経済的な支援を行うほか、全ての子どもたちがともに学ぶことができるように、インクルーシブ教育を実施します。

名称	障がい児施策の充実		担当課	福祉課	健康課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒		若者		子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○				○	○
取り組みの内容							
<p>障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう、母子療育通園事業の充実を図るとともに、児童福祉法における障がい児相談支援ならびに児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児福祉サービス、及び障がいのある子どもが利用対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。</p> <p>保育所等に認定心理師・保健師・療育センター職員が巡回支援を実施し、発達支援の体制整備や保育士等への支援を行い、支援体制の強化を図ります。</p> <p>特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの支給、手当の支給にあたっての窓口の紹介や情報提供を行うことで、障がいのある子どもを育てる家庭の経済的な支援に努めます。</p> <p>障がいのあるこどもの教育の充実を図るため、小中学校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育支援員を配置し、学校における特別支援教育を推進します。</p> <p>また、心身の障がいに応じた適切な指導を行うため、通級指導教室を実施するとともに、通級担当教員と学級担任等との連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。</p>							

名称	インクルーシブ教育の推進				担当課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者		子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○				
取り組みの内容						
<p>障がいの有無や個々の特性に関わらず、全ての子どもが共に学び、成長することを目指すインクルーシブ教育を推進します。学校や地域において、誰一人取り残さない学びの実現のため、教材の工夫や子ども同士が学び合う場を設定するなどの授業改善、バリアフリーの教室設計の検討など、個別のニーズに応じた支援を行い、多様性を尊重する教育を実現します。</p>						



#### (4) ヤングケアラー等への支援

篠栗町では、多様な生活課題を抱えている子ども・若者も多く暮らしています。一人でも多くの子ども・若者の生活課題を解消し、安心して篠栗町で活躍できるように、ヤングケアラーや外国にルーツを持つ子どもたち、性的マイノリティの子どもたちなど、あらゆる子どもたちの支援の充実を図ります。

名称	ヤングケアラー対策の充実			担当課	子ども育成課	福祉課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○	○			
取り組みの内容						
ヤングケアラーへの支援として、学校や各種関係機関と連携し、情報共有を行います。また、福岡県等の学業支援やケアサービスへつなげるほか、ヘルパー派遣を行うなど、ヤングケアラーの負担を軽減できるよう取り組みを進めます。また、地域の団体と協力し、リフレッシュの場を設けることで孤立感の軽減を図り、子どもたちが安心して生活できる支援体制を構築します。						

名称	外国にルーツをもつ子どもたちへの支援			担当課	学校教育課	子ども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
	○	○				
取り組みの内容						
国籍等問わず、互いの文化の違いを尊重できるように、地域や幼稚園・保育所等、学校と連携して体験学習を実施するなど、多文化共生につながる取り組みを推進します。						

名称	性的マイノリティの子どもたちへの支援			担当課	学校教育課	子ども育成課	まちづくり課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者		
		○					
取り組みの内容							
篠栗町男女共同参画計画に基づいて、学校では男女平等教育を推進します。また、性的マイノリティに関する正しい情報の発信を行い、全ての子どもたちが互いを認め、尊重できる環境をつくっていきます。							

## (5) 次代の親育成、保護者支援

篠栗町では、保護者への支援として、育児休業の取得促進などを実施し、保護者が子育てに向き合える環境整備を目指しています。また、保護者の子育て力の向上のため、ペアレントトレーニングや学び直し等を推進するほか、今後親となる世代への啓発を行い、子育て等について学べる機会の充実を図ります。

名称	子育て教室			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
<p>妊婦を対象とした「マタニティ教室」「パパママ学級」、月齢年齢に応じた「すまいるクラブ（5か月～1歳未満児）」「離乳食教室（初期、中・後期）」「のびのびクラブ（1歳児～就園前）」等の子育て教室を実施し、正しい知識の普及や子育て中の親同士の交流を図るとともに、妊娠期から就園前までの子育て支援を行います。</p> <p>妊婦と産後4か月までの産婦が気軽につどえるサロン（エンジェルクラブ）を開催し、先輩ママの声を聞く機会や、母乳相談や育児相談ができる場を提供するとともに、皆で語り合うことなどを通じ、リフレッシュできる時間を提供します。</p>					

名称	ペアレントトレーニングの実施			担当課	健康課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
				○		
取り組みの内容						
<p>保護者の養育スキルの向上及びストレスの軽減などを目的とした、こどもへの働きかけを学ぶことができるプログラムを実施します。また当トレーニングの実施により、保護者同士がつながり、成長できる場を提供します。</p>						

名称	育児休業取得率の向上			担当課	総務課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
				○		
取り組みの内容						
<p>職員の育児休業取得率の向上を目指すために、環境整備を行います。取得率の低いとされる男性に対する家事参加に関する研修を行うほか、年に1度ホームページで職員の育児休業取得率などの情報を公開します。</p> <p>また、妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問等において、育児休業制度の取得に関する情報提供を行い、活用促進を図ります。</p>						

名称	保護者の学び直し支援			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
保護者の学び直しに関する情報について周知するとともに、キャリアプランの再設計から就労まで、各段階のプロセスに応じて、対象となる機関へつなげます。					

名称	里親制度及び養子縁組の推進・支援			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
虐待や経済的不安等により、生みの親のもとで暮らすことのできない子どもたちが、安心して生活ができるように、里親制度及び養子縁組制度の周知を行うなど、制度の利活用を促進します。					

## 基本目標3 こどもを支える教育・保育環境が整ったまち

### (1) 幼児教育・保育サービスの充実

こどもたちが安心して保育・教育サービスを受けられるように、利用者の多様なニーズを踏まえた各種サービスの実施など、きめ細かな幼児教育・保育サービスのより一層の充実を図ります。

名称	一時預かり・延長保育			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
	○					
取り組みの内容						
<p>一時的に保育が困難な児童や、保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を軽減するため、認可保育所と認定こども園において一時預かりを実施します。また、幼稚園においては、通常の教育時間終了後及び長期休業期間中に在園児を預かる預かり保育を実施します。</p> <p>保護者の多様な就労形態に対応するため、今後も利用者のニーズに応じて事業の整備充実に努めます。</p>						

名称	病児保育			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○				
取り組みの内容					
<p>病気の治療や回復期のため、認可保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（学童保育）を利用することができないこども（生後6か月～小学6年生）を対象に、病児保育を実施します。</p> <p>病児保育は、粕屋町・久山町・篠栗町の糟屋中部3町の合同による広域で実施します。</p> <p>今後も引き続き、利用状況に応じ、定員の見直しや施設の拡充、他市町の病児保育施設との広域的利用など、事業の実施方法について検討します。</p>					

名称	障がい児保育			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○				
取り組みの内容					
<p>発達障がい児を含む障がい児の健全な育成のため、加配保育士を配置し、きめ細かな保育を行います。</p> <p>障がい児の受け入れについては、認可保育所や認定こども園と協議をしつつ、適正な保育士配置などにより手厚い支援に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。</p>					

名称	放課後児童クラブ（学童保育）			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>放課後帰宅しても保護者が就労などの理由で不在の留守家庭の小学1年生～6年生までの児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的に、各小学校区の町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）で放課後児童クラブ（学童保育）を実施します。また、長期休業期間については、受け入れ定員を拡大して実施するとともに、引き続き、利用状況に応じ、定員の見直しなどについて検討します。</p>					

名称	ファミリー・サポート・センター			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○		○	
取り組みの内容					
<p>「子育てを援助してほしい人（おねがい会員）」と「子育てを援助したい人（まかせて会員）」が助け合い、子育てを行う会員組織であるファミリー・サポート・センターの活動を支援します。</p> <p>篠栗・久山ファミリー・サポート・センターを篠栗町及び久山町の広域で実施します。</p> <p>育児の援助を受けたい人が、援助を受けたいときに受けられるとともに多様な依頼に対応するため、援助を行う人の増加を図り、支援体制の充実に努めます。</p>					

名称	多様な保育の充実			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
	○			○		
取り組みの内容						
<p>地域の実情や家庭の多様なニーズに応じた保育の環境を整備するため、今後、医療的ケア児の受け入れ体制を整備するなど、多様な教育・保育ニーズの充実に努めます。</p>						

名称	幼稚園教諭・保育士の人材確保			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
						○
取り組みの内容						
<p>処遇改善や採用方法などの効果的な人材不足への対応策について、各施設の代表者との意見交換の機会を設けるとともに、福岡県が行っている合同就職説明会や保育人材の総合支援サイト（ほいく福岡）を活用し、人材の確保を図ります。</p> <p>また福岡県内の大学・専門学校と連携し、篠栗町の魅力を発信することで、幼稚園教諭・保育士を目指す学生を呼び込みます。</p>						

名称	こども誰でも通園制度の整備			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○			○	
取り組みの内容					
<p>こども誰でも通園制度とは、保護者の就労状況に関係なく、保育園や幼稚園等にこどもを預けられる制度で、1人あたり月10時間まで利用できるものとなっています。令和8年度からの全国的な実施に向けて、篠栗町でも関係機関と連携し、制度を構築します。</p>					

## (2) 学校教育・社会教育の充実

町内に住むこども・若者が教育を通じて個性豊かに育つことができるように、関係機関と連携し、教育体制の整備を行うほか、様々な特色ある教育活動を推進します。

名称	小中学校における英語教育の指導体制の充実			担当課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>小学校中学年での「外国語活動」、高学年での「外国語科」による外国語教育の充実を図るとともに、小中学校においてALT（外国語指導助手）及びJTE（日本人外国語講師）による授業を実施し、早期から英語に慣れ親しむ環境づくりと、コミュニケーション能力の育成に努めます。</p>					

名称	学力向上のための研修の充実			担当課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
					○
取り組みの内容					
<p>町内の児童・生徒が基礎的な学力を習得し、さらなる学力向上につなげていくことを目的として、授業のあり方や生徒指導の方法など、教員への専門的な助言を行います。</p>					

名称	発達段階や特性に応じた学習支援体制の構築			担当課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			○
取り組みの内容					
<p>精神的理由や特性等によって十分な学校生活を送ることが困難な児童・生徒を対象としたカウンセリングや学習支援の環境を充実させます。併せて、指導などを行う人員の適切な配置を検討します。</p>					

名称	性教育の推進			担当課	学校教育課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○				
取り組みの内容						
<p>学校において、性と生殖に関する健康および権利であるリプロダクティブ・ヘルスライツの考えをもとに、年齢に応じた性教育を行い、自身と他者を尊重する姿勢を育てます。正確な知識を伝え、自己決定権やリスク管理の重要性を教えることで、生徒が安全で健康的な選択をできるよう支援します。</p>						

名称	国際社会で活躍できる人材の育成			担当課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>グローバル化が進む社会の中で、多様な文化や価値観を理解し、行動できる人材を育成するために、互いの文化等の違いを知り、協力し、世界平和を目指す「国際理解教育」を推進するほか、外国語でのコミュニケーション能力を身に付けるための体験活動の実施を検討します。</p>					

名称	学校におけるデジタル化の推進			担当課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			○
取り組みの内容					
<p>学びの質の向上、教育格差の是正、教職員の負担軽減を図るため、小学生及び中学生へのデジタル端末の配布やオンライン教材等を活用した授業の実施、校務支援システムの導入などを進めています。</p> <p>今後は、学校におけるデジタル化を引き続き推進するとともに、教職員向けの ICT 研修を実施し、デジタルツールの活用スキルを向上させるなど、働き方改革を推進します。</p>					



### (3) いじめ対策・不登校・ひきこもり支援

全ての子どもや若者が安心して学習や就労に取り組むことができ、社会とつながりを持てる環境を整えることを目的として、いじめの早期発見と迅速な対応などのほか、不登校やひきこもりの原因に寄り添った相談支援を推進します。

名称	道徳教育の推進			担当課	学校教育課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○				
取り組みの内容						
<p>児童・生徒が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持てるよう、考え、議論する道徳授業の実施を推進します。</p> <p>青少年健全育成と人権尊重を目的に、小中学生による人権やいじめをテーマとした絵画・作文を活用した啓発を行うなど、児童の健やかな心身の育成を目指します。</p>						

名称	いじめ対策・不登校支援の充実			担当課	学校教育課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○		○	○	
取り組みの内容						
<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、登校支援員を配置し、いじめや不登校傾向の子どもへの早期対応に努めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携を図り、いじめや不登校の防止と早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。</p> <p>また、教育支援センターにおいては、町内の関係機関への訪問や行事、活動への参加等の学びの場の設定、子どもの登校について悩んでいる保護者との懇談等を実施しています。</p> <p>いじめや不登校に対する専門的な相談体制を強化し、対人関係力の育成のために、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりを推進します。</p>						

名称	ひきこもり・無職者等の自立支援			担当課	こども育成課	福祉課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○	○	○		
取り組みの内容						
<p>専門的な知識を有する職員を配置した相談窓口等で、ひきこもり状態にある子どもたち一人ひとりに寄り添った支援を行います。また、無業の状態にある若者に対して訪問支援を行い、社会参加や自立を促すとともに、就職支援を行う関係機関につなぎ、経済的な自立に向けた支援を併せて行います。</p>						

#### (4) ひとり親への支援

ひとり親家庭は経済的困難や孤立感を抱えることが多く、仕事と子育ての両立に課題を感じる傾向があります。篠栗町では、ひとり親家庭が安定した生活を送り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるために、経済的支援の充実や相談窓口の整備、各種支援制度の周知・啓発に努めます。

名称	ひとり親家庭への支援			担当課	こども育成課	住民課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
				○		
取り組みの内容						
ひとり親家庭等医療費支給制度として、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童などが、病気やけがで病院などにかかったときの医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。						
母子家庭、父子家庭及び寡婦が、就職活動や疾病、就業上の理由などによって生活援助、保育サービスを必要とする場合に支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、ひとり親家庭の日常生活を支援します。						

名称	ひとり親家庭就業相談			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
ひとり親世帯を対象とした、就労・就学を支援するひとり親家庭等日常生活支援事業や自立支援教育訓練給付金など、手当に関する情報の周知を行うとともに、国や福岡県の行う支援メニューへ対象世帯をつなげます。					

名称	養育費確保制度の周知			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
窓口でチラシを配布するなど、養育費確保に係る制度について周知するとともに、福岡県ひとり親サポートセンターへつなぎ、養育費に関する各種相談を行います。					

### (5) こどもの貧困対策の推進

貧困状態にあるとされる家庭のこどもは、十分な教育機会や生活の質が確保されにくい状況があり、学力や健康などの面で格差が広がるという懸念がされています。篠栗町では、全てのこどもが家庭の経済状況に関わらず、健やかに成長し、将来に希望を持てる社会を実現することを目的として、経済的支援や生活困窮者等の自立支援を行います。

名称	子育てに関する経済的負担の軽減		担当課	こども育成課	学校教育課	住民課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者		
				○			
取り組みの内容							
<p>妊婦のための支援給付金、出産育児一時金や出産手当金、児童手当などの支給により、出産や子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。</p> <p>子ども医療費支給制度として、中学校3年生修了前までのこども（15歳に達する年度末まで）の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>経済的な理由で小学校・中学校への就学に支障をきたすと認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食費など、学校で必要な費用の一部を援助します。学校と連携を図りながら、保護者に制度の周知を行うとともに、他自治体の動向を踏まえながら、就学援助の充実を図ります。</p>							

名称	生活困窮者自立支援			担当課	こども育成課	福祉課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
			○	○		
取り組みの内容						
<p>生活困窮に陥っている家庭及び、生活困窮に陥る恐れのある家庭と福祉事務所等とをつなぎ、生活困窮世帯の自立に向けた支援を行います。</p>						

名称	児童手当・児童扶養手当、就学援助の利用促進			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
<p>児童のいる家庭の生活の安定を目的とし、児童手当等を支給します。</p> <p>中学校卒業までの児童がいる家庭を対象に児童手当を、原則18歳の年度末までの児童がいるひとり親世帯に児童扶養手当を支給します。</p> <p>経済的理由で、小・中学校への就学に支障をきたすと思われる児童・生徒の保護者に対して、学用品や給食費など学校で必要な費用の一部を援助します。</p> <p>また、情報の発信を積極的に行うなど、対象者が利用できる方法を検討します。</p>					

名称	貧困家庭の生活実態把握・調査			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○	○		○	
取り組みの内容					
<p>子育て支援及びこどもの貧困に関して、篠栗町の実態を調査するほか、他の市町村で行われた研究等について、情報を収集します。</p>					

## 基本目標 4 地域で子ども・若者を支えるまち

### (1) こどもの居場所づくり

こどもの居場所とは、家庭や学校以外でこどもが心地よく過ごせる空間や、人とのつながりを持てる場を指しますが、近年、家庭環境や孤立の課題が増える中で、居場所づくりはこどもの心身の安定や健全な育成を支える重要な取り組みとなっています。篠栗町では、町内施設等を利用した居場所を整備し、こどもたちが気軽に立ち寄り、交流できる場所や機会づくりに取り組みます。

名称	児童館			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）での放課後児童クラブ（学童保育）や、乳幼児の親子遊び教室、幼児から学童を対象とした館内行事など、今後も幅広い年齢層のこどもたちが居場所として活用できるよう、事業の充実を図ります。</p> <p>また、こどもたちが放課後に過ごす場所の一つとして、館内や学校の施設等を活用した学習・体験・交流などの様々な事業の実施を検討します。</p>					

名称	児童館での交流事業			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>大学生のインターンシップ、地域ボランティアについては積極的に受け入れ、児童との異世代間交流を深めるとともに、児童館内での活動を支援します。</p>					

名称	篠栗町立図書館			担当課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
		○			
取り組みの内容					
<p>幼児・児童を対象に、毎月定期的に図書館ボランティアによる絵本のおはなし会や英語絵本のおはなし会、折り紙教室、ブックスタートなど、読書活動に親しむことができる催しの充実を図ります。</p> <p>年に数回人形劇や上映会などを実施し、将来にわたって本や図書館に親しむきっかけを提供します。</p> <p>現況施設の維持管理と有効活用を行いながら、こどもの創造力、感性、情緒を育成する場としての図書館づくりに努めます。</p>					

名称	乳幼児とのふれあい交流			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
	○	○				
取り組みの内容						
<p>生命の大切さや、こどもを産み育てることの意義を理解し、また、体験により自分の育った過程のなかから、こどもや家庭の大切さを認識するために、幼稚園や認可保育所、認定こども園などにおいて、中学生や高校生の職場体験などを実施し、乳幼児とふれあう機会を推進します。また、小中学生を対象に、学校などと連携し、子育てについて理解を深める講座などの開催を検討します。</p>						

名称	こどもたちの自立を促す体験学習			担当課	社会教育課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○				
取り組みの内容						
<p>アンビシャス広場、ジュニア・リーダー野外研修などの自然体験活動や職場体験活動を実施し、こどもの自立心等の向上を図ります。今後も、多くの参加を促すとともに、活動への積極的な支援を行います。</p>						

名称	多様な体験活動の機会提供			担当課	社会教育課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○				
取り組みの内容						
<p>多様な分野で活躍できるこどもの健全な育成のため、スポーツやものづくり、文化芸術を体験できる機会を町内全てのこどもへ提供します。</p>						

名称	こどもの居場所			担当課	こども育成課	
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
		○	○	○		
取り組みの内容						
<p>令和6年に「こども第三の居場所」として、「フリースペース SHIN」を開設しました。家庭や学校で悩みを抱えるこどもたちが安心して過ごせる場所を提供することを目的として、学習支援や食事の提供を行います。</p> <p>また、公民館やこども食堂など、それぞれの施設が行う活動を支援し、運営の継続や新たなプログラムの実現に向けて協力することで、こどもたちの成長と笑顔を見守る温かな環境を築いていきます。</p>						

## (2) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

こども・若者や子育て世帯等が、自身に必要な情報を正確かつ迅速に受け取ることができるように、情報発信体制を整備していくとともに、様々な機会を通じて情報の周知・啓発を行います。

名称	訪問指導・支援			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○				
取り組みの内容					
<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの発育の確認や育児に関する相談や指導等を行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。支援が必要な家庭に対しては適切な保健指導や育児支援などを実施します。また、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。</p> <p>身体発育が未熟なまま出生したこどもについては、家庭訪問し、必要な保健指導を行います。</p>					

名称	相談窓口の設置・情報提供の充実		担当課	こども育成課	学校教育課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
				○		
取り組みの内容						
<p>令和6年4月にこども家庭センターを設置し、妊娠・出産・育児からこどもの自立まで切れ目ない支援を行います。妊娠期の心配や不安などの相談や子育ての様々な支援に努めます。</p> <p>幼稚園・認可保育所・認定こども園では、園庭開放や子育て相談会などを実施し、保護者への支援や、保護者同士のコミュニケーションの場の提供に努めます。</p> <p>また、令和7年度から、各校区の児童館内に相談窓口を設置するなど、今後もニーズに応じた事業を展開するとともに、広報ささぐりなどの印刷物やホームページを使った効果的な情報提供に努めます。</p> <p>直接窓口へ来ることが難しい住民も相談ができるように、オンラインによる相談も可能な環境を整備します。</p>						

名称	養育支援訪問事業			担当課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
	○			○	
取り組みの内容					
<p>育児不安などにより、保護者の養育に継続的支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、相談、助言等による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。</p>					

名称	子育てガイドブックの見直し			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
				○	
取り組みの内容					
<p>子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成しています。常に最新の情報を提供することができるよう、隔年度見直しを行うとともに、必要に応じて、外国語版の作成を検討します。</p> <p>子育て世帯全てに必要な情報が行き渡るよう、ガイドブックの普及に努めます。</p>					

名称	多様なメディアを通じた情報発信		担当課	こども育成課	学校教育課	健康課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者	
			○	○		
取り組みの内容						
<p>子育て世代の生活スタイルが変化していること、情報源ならびに情報の取得方法が多様化していることなどを踏まえ、多様なメディアを活用して情報発信を行います。</p> <p>町公式 LINE、Facebook などの SNS の活用した情報発信や、母子健康手帳アプリを活用した切れ目ない支援を実施するなど、子育て世帯に広く情報が行き渡るよう、より効果的な情報発信方法を引き続き検討します。</p>						



### (3) 地域における子育て支援ネットワークの充実

子育て中の家庭が孤立せず、安心して子育てできる環境を整えることを目的として、篠栗町では、行政や地域団体が連携し、こどもたちの健やかな成長を地域全体で支える仕組みを構築します。

名称	幼稚園・保育所・小中学校の連携			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者		子育て支援者
	○					○
取り組みの内容						
<p>こどもたちの育ちに関する情報交換を幼稚園・認可保育所・認定こども園・小中学校間で行い、未就学期から一貫した教育体制の構築に取り組みます。</p> <p>こども・子育て支援会議や要保護児童対策地域協議会などにおいて、児童・生徒に関する問題全般の情報の共有化を図ります。</p>						

名称	要保護児童対策地域協議会	担当課	こども育成課	学校教育課	健康課	福祉課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者		子育て支援者
	○	○				○
取り組みの内容						
<p>要保護児童の早期発見や適切な保護などを図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、関係機関との連携を深めながら、虐待の未然防止に努めます。また、要保護児童対策地域協議会において要保護児童の情報を共有し、虐待の早期対応を図ります。</p>						

名称	地域子育て支援ネットワークの形成			担当課	こども育成課	学校教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者		子育て支援者
	○	○		○		○
取り組みの内容						
<p>幼稚園・認可保育所・認定こども園・小中学校間、子育てに関するサークルや各種ボランティアの連携を深め、子育て支援ネットワークづくりに取り組みます。また、地域において子育て中の親子を支えるため、親同士、こども同士がふれあえる場としての子育てサロンの活動について、今後も推進に努めます。</p> <p>不登校や問題行動を起こす児童・生徒、要保護児童に対しては、ケースごとに関係機関と連携して問題解決にあたります。</p>						

名称	小学校区別地域づくり事業			担当課	社会教育課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
					○
取り組みの内容					
<p>こどもの健全育成に関わる地域の組織・団体の連携を強化するとともに、住民同士の連帯感の形成や、地域の教育力の向上を目指して住民がボランティア活動を実施するなど、地域の子どもたちの育成につながる住民活動を展開するような組織づくりを推進します。</p>					

名称	「子育て応援宣言企業」登録制度の周知			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
					○
取り組みの内容					
<p>男女従業員が身につけた職業経験を中断することなく、子育てをしながら働き続けることができる社会の実現を目指して、経営トップ自らが従業員の仕事と子育てを応援することを宣言し、福岡県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度について、周知を図ります。</p>					

名称	子育て関係団体への支援			担当課	こども育成課
対象	乳幼児	児童・生徒	若者	子育て世帯・保護者	子育て支援者
					○
取り組みの内容					
<p>町内の子育て支援に関する団体への補助金の交付を実施するほか、子どもたちと関わる際の接し方等に関する研修を検討し、団体等の支援者のスキル向上を目指します。</p>					

## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、篠栗町全域を1区域として設定します。

### 2 子ども・子育て支援給付

■各年度における量の見込みと確保方策

		令和7年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		185	570	58	140	162
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	323				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		580	63	132	178
	特定地域型保育(小規模保育)			3	6	9
	合計②	323	580	66	138	187
確保方策—量の見込み(②—①)		138	10	8	▲2	25

		令和8年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		184	583	59	120	151
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	323				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		603	69	138	184
	特定地域型保育(小規模保育)			3	6	9
	合計②	323	603	72	144	193
確保方策—量の見込み(②—①)		139	20	13	24	42

		令和9年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		187	593	59	132	135
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	323				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		603	69	138	184
	特定地域型保育(小規模保育)			3	6	9
	合計②	323	603	72	144	193
確保方策—量の見込み(②—①)		136	10	13	12	58

		令和10年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		177	561	59	132	149
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	323				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		603	69	138	184
	特定地域型保育(小規模保育)			3	6	9
	合計②	323	603	72	144	193
確保方策—量の見込み(②—①)		146	42	13	12	44

		令和 11 年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み①		185	587	59	132	149
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	323				
	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)		603	69	138	184
	特定地域型保育(小規模保育)			3	6	9
	合計②	323	603	72	144	193
確保方策—量の見込み(②—①)		138	16	13	12	44

### 3 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に定められている地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み及び確保方策を定めます。

また、令和4年の児童福祉法改正及び令和6年の子ども・子育て支援法改正により創設された新規事業についても、本計画の中で量の見込みや確保方策を定め、計画的な整備を進めることとされていることから、新たに見込みを算出し、確保方策を設定しています。

(対象の事業には「新規事業」と記載しています。また、一部先行して実施している事業もあります。)

#### (1) 利用者支援事業

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### ○地域子育て相談機関

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	箇所	-	-	-	3	3	3	3	3
確保方策	箇所	-	-	-	3	3	3	3	3

##### ○特定型

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	箇所	-	-	1	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	-	-	1	1	1	1	1	1

##### ○こども家庭センター型

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	箇所	-	-	1	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	-	-	1	1	1	1	1	1

## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、保育所（園）や認定こども園において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計					
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の見込み	人	231	379	379	360	408	384	384	384	
確保 方策	実人数	人	231	379	840	868	906	906	906	906
	施設数	箇所	9	9	9	9	9	9	9	9

## (3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）及び認定こども園2か所などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計					
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の見込み	人	424	466	479	450	443	437	447	433	
	1年生	人	148	151	153	154	133	137	153	126
	2年生	人	133	140	137	130	146	126	130	146
	3年生	人	81	93	98	104	97	109	93	97
	4年生	人	42	51	56	48	54	50	56	48
	5年生	人	7	25	26	12	10	13	12	13
	6年生	人	13	6	9	2	3	2	3	3
確保 方策	実人数	人	424	466	442	507	484	461	461	438
	施設数	箇所	13	13	14	16	15	14	14	13

#### (4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	0	0	7	7	7	7	7	7
確保 方策	延人数	7	7	7	7	7	7	7	7
	施設数	3	3	3	3	3	3	3	3

#### (5) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	218	234	245	210	230	230	230	228
確保方策	人	218	234	245	210	230	230	230	230

#### (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	22	26	24	23	24	24	24	24
確保方策	人	22	26	24	23	24	24	24	24



### (7) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	-	47	50	48	46	45	45	43
確保方策	人日	-	47	50	48	46	45	45	43

### (8) 児童育成支援拠点事業【新規事業】

家庭や学校で悩みを抱えるこどもたちが安心して過ごせる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	-	14	23	20	20	30	30	40
確保方策	人	-	14	23	20	20	30	30	40

### (9) 親子関係形成支援事業【新規事業】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	-	-	-	10	10	10	10	10
確保方策	人	-	-	-	0	10	10	10	10

### (10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人回 /月	903	640	830	933	869	889	883	912
確保方策	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3

### (11) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所もしくは幼稚園や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### 【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）】

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	10,680	12,173	13,526	8,228	12,991	13,211	12,504	13,083
確保方策	人日	59,948	59,948	59,948	59,948	59,948	59,948	59,948	59,948
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	人日	50,508	50,508	50,508	50,508	50,508	50,508	50,508	50,508
上記以外	人日	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440
確保方策	箇所	5	5	5	5	5	5	5	5
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4
上記以外	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1

※私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育等

【一時預かり（幼稚園在園児以外）】

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	107	165	333	330	333	330	340	331
確保方策	人日	107	165	333	330	333	330	340	331
一時預かり	人日	-	-	169	161	162	161	164	162
子育て援助 活動支援	人日	107	165	164	169	171	169	176	169
一時預かり	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
子育て援助 活動支援	人日	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

(12) 病児保育事業

病児について、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	30	70	70	70	69	68	65	64
確保 方策	延人数	723	723	723	723	723	723	723	723
	施設数	1	1	1	1	1	1	1	1

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	実績		実績 /見込み	推計				
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人日	156	148	165	164	166	165	157	157
確保方策	人日	156	148	165	164	166	165	157	157

#### (14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		単位	実績		実績 /見込み	推計				
			令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	対象 者数	人	191	191	264	261	253	264	264	263
	健診 回数	人回	2,673	2,673	3,696	3,654	3,542	3,696	3,696	3,682
確保方策 (実施体制)		実施場所：篠栗町内の産婦人科、助産院等 実施方式：個別委託方式								

#### (15) 産後ケア事業【新規事業】

出産後の母子の心身の健康を支えるために、助産師や保健師が育児相談や心身ケアを行う事業です。

		単位	実績		実績 /見込み	推計				
			令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み		人日	-	-	-	100	100	100	100	100
確保方策		人日	-	-	-	100	100	100	100	100

#### (16) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】

妊婦やその家族等に対して、心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報提供、相談などの援助を行う事業です。

篠栗町では、こども家庭センターにおいて、当事業を実施します。

		単位	実績		実績 /見込み	推計				
			令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み		人日	-	-	-	210	230	230	230	228
確保方策		人日	-	-	-	210	230	230	230	228

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設について、民間事業者の参入に係る調査研究を行うほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置もしくは運営を促進する事業です。

	実績		実績 /見込み	推計				
	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
実施予定	有	有	有	有	有	有	有	有

(18) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

虐待やいじめなど子どもを取り巻く問題に対応するため、地域の関係機関や住民が連携し、虐待等の早期発見や迅速な対応に向けて、支援体制を強化する事業です。

	実績		実績 /見込み	推計				
	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
実施予定	有	有	有	有	有	有	有	有

## 第6章 計画の推進体制

### 1 住民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現に子育てに関わっている住民や子育て家庭だけではなく、篠栗町全体が、こどもの視点に立った子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識する必要があります。こどもや子育てに対して積極的な関わりを持つ住民参画体制の構築に向け、以下の事項に留意した展開を図ります。

- 本計画を住民へ公表し、周知・啓発を図る
- こどもに関わる関係機関等への積極的な取り組みを働きかける
- 町政への提言等の広聴活動を通じて、住民の意見把握に努め、住民との意思の疎通を図る

### 2 地域組織との連携強化

こどもたちが育っていく地域の社会環境はこどもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っています。こうした健全な地域社会の形成に向け、以下の事項について取り組みます。

- 民生委員・児童委員との連携・協力
- 地域の子育てボランティアや子ども会育成会、PTAといった地域組織の自主的な活動の促進と連携・協力
- 地域住民が相互に支え合う「地域で子育てのまちづくり」の推進

### 3 行政各部門との連携

本計画は、こどもの成長、子育て支援、家庭・地域・学校等の連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。

こうした考え方にに基づき以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

- 関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
- 国、県、保健所、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

## 4 こども・若者に関する調査研究等の実施

こども・子育て支援や若者支援、こどもの貧困に関する実態の調査や他の市町村等で行われた研究等について情報収集に努めます。

- こどもの貧困の実態等を把握するための調査研究
- こどもの貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

## 5 計画の点検体制

篠栗町においては、「子ども・子育て支援会議」により行動計画の実施状況や事業の適正化を一括して把握・点検を行います。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、広報やホームページ等で住民にわかりやすい周知策を図っていきます。

# 資料編

---